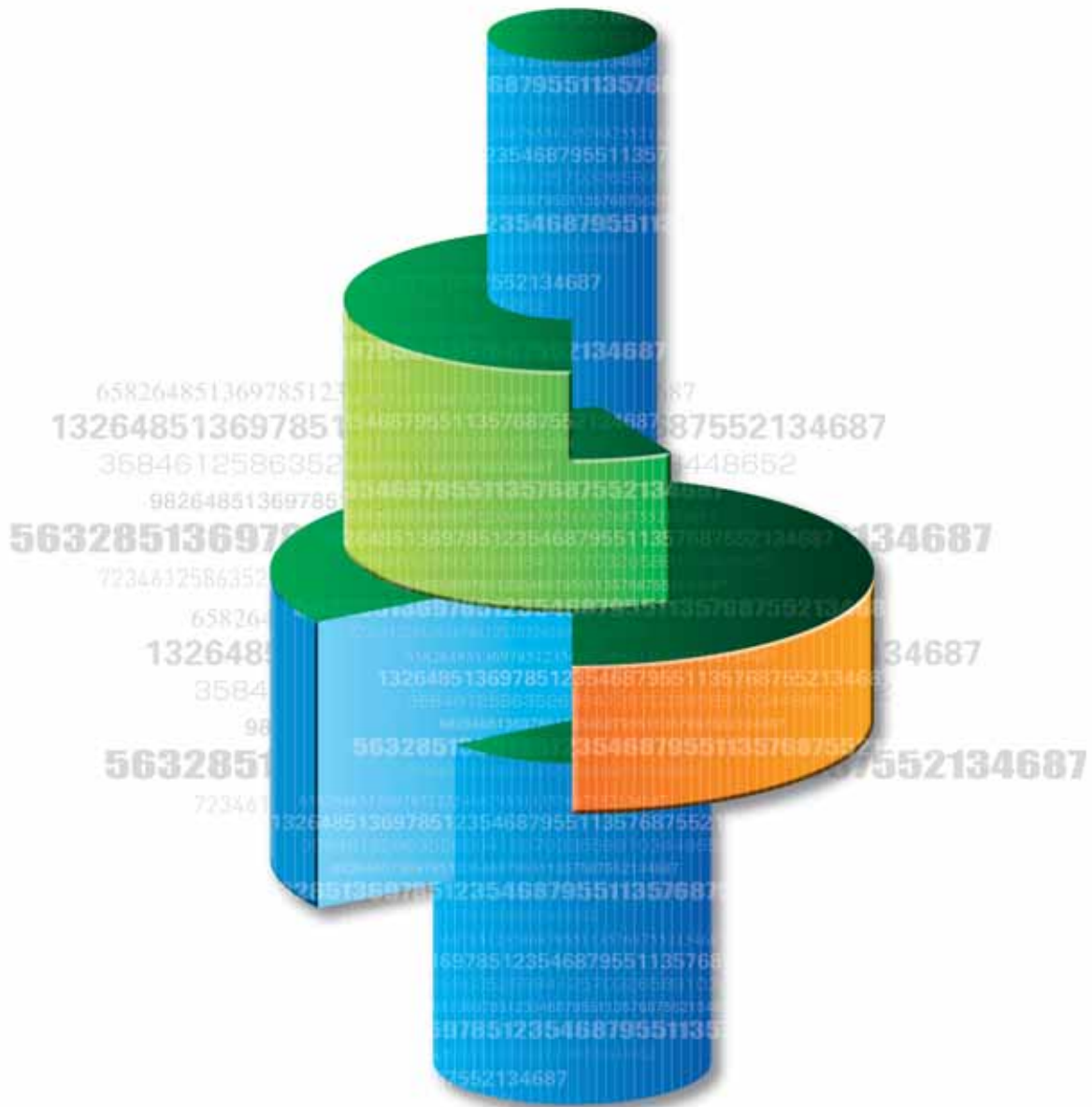


目で見る日本の地方財政

地方財政の状況

平成19年版 地方財政白書ビジュアル版(平成17年度決算)



総務省



地方財政の役割

..... 1

地方財政の現状

平成17年度決算の概要..... 4

決算規模..... 5

決算収支..... 5

歳入..... 6

1 歳入内訳の構成..... 6

2 歳入内訳の推移..... 7

3 地方税..... 8

4 地方交付税..... 11

歳出..... 13

1 目的別分類..... 13

2 性質別分類..... 16

財政構造の弾力性..... 19

1 経常収支比率..... 19

2 実質公債費比率及び起債制限比率... 20

地方財政の借入金残高..... 21

1 地方債現在高の推移..... 21

2 地方財政の借入金残高..... 22

地方公営企業..... 23

1 地方公営企業が占める割合..... 23

2 事業数..... 24

3 決算規模..... 24

4 経営状況..... 25

地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進..... 26

(1) 地方分権改革推進法の成立..... 26

(2) 市町村合併の推進..... 27

2 行政改革の推進..... 29

(1) 集中改革プランの取組状況..... 29

(2) 行政改革の更なる推進..... 30

3 情報開示の推進..... 33

4 再建法制の見直し..... 38

5 地方交付税算定の改革..... 40

(1) 新型交付税の導入..... 40

(2) 頑張る地方応援プログラム..... 43

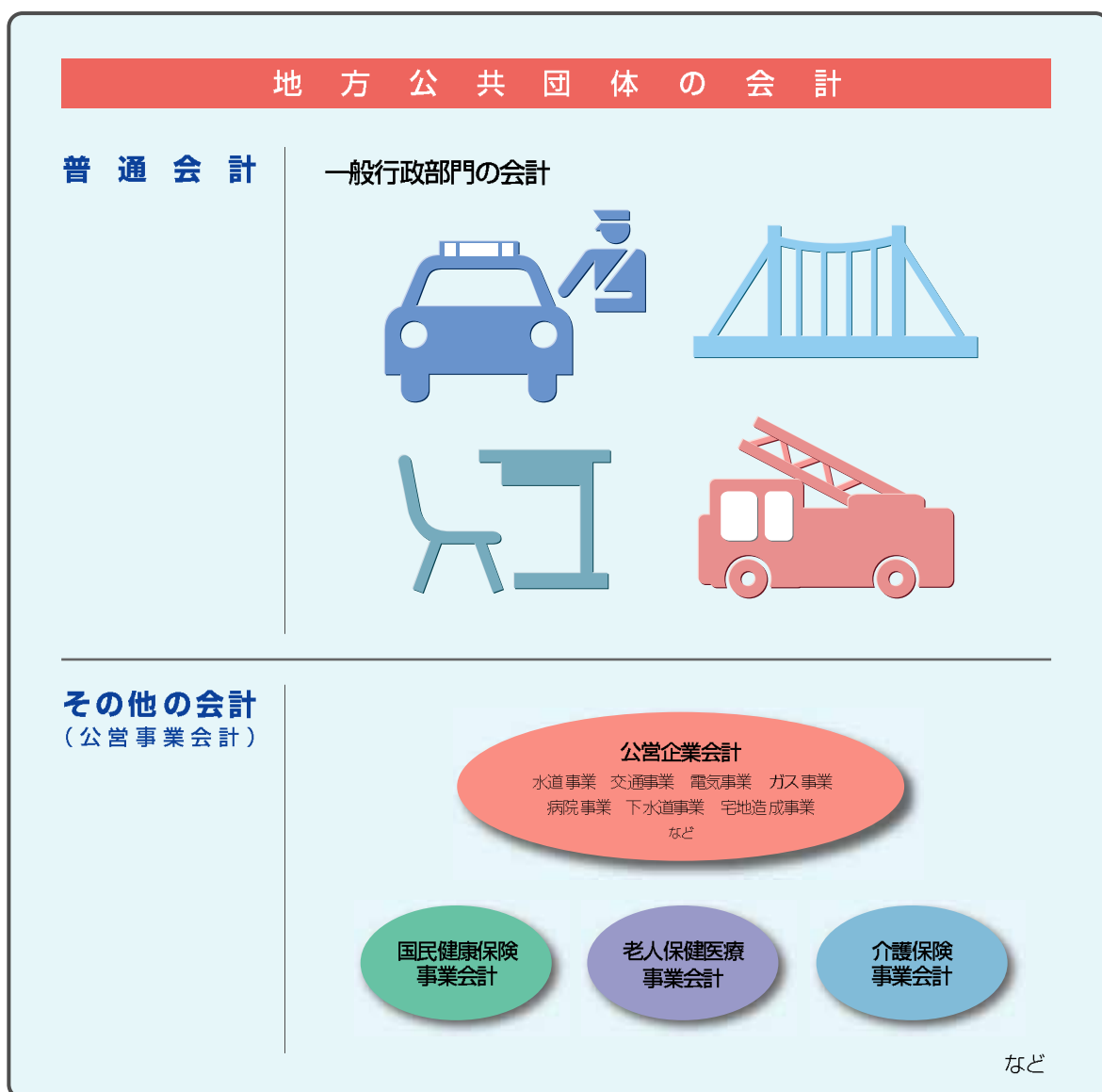
地方財政の役割

都道府県や市町村は、学校教育や福祉・衛生、警察・消防、道路、下水道などの整備といったさまざまな行政分野の中心的な担い手であり、国民生活に大きな役割を果たしています。

ここでは、個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政について、普通会計を中心として、平成17年度の決算の状況、地方公共団体の財政健全化への取組などを紹介していきます。

地方公共団体の会計の決算統計上の分類

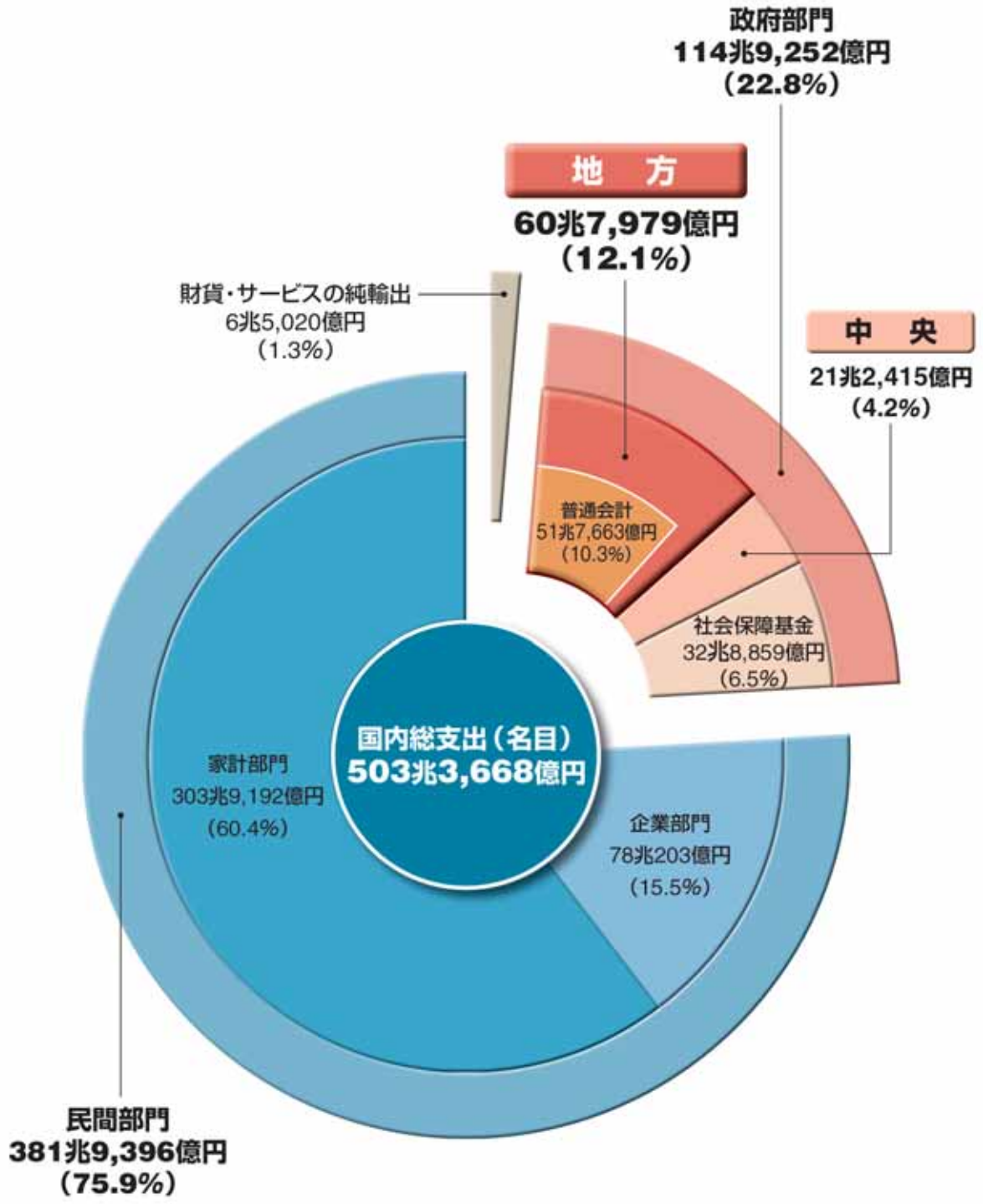
地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、決算統計では地方公共団体全体の財政の状況を明らかにするとともに地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、統一的な方法により、一般行政部門の会計を普通会計として整理し、その他の会計（公営事業会計）と区分しています。



地方財政の規模は、国の財政に比べてどの程度なのでしょうか？

地方財政の規模を国内総支出に占める割合で見ると、地方政府部門が12.1%を占めており、中央政府の約3倍となっています。

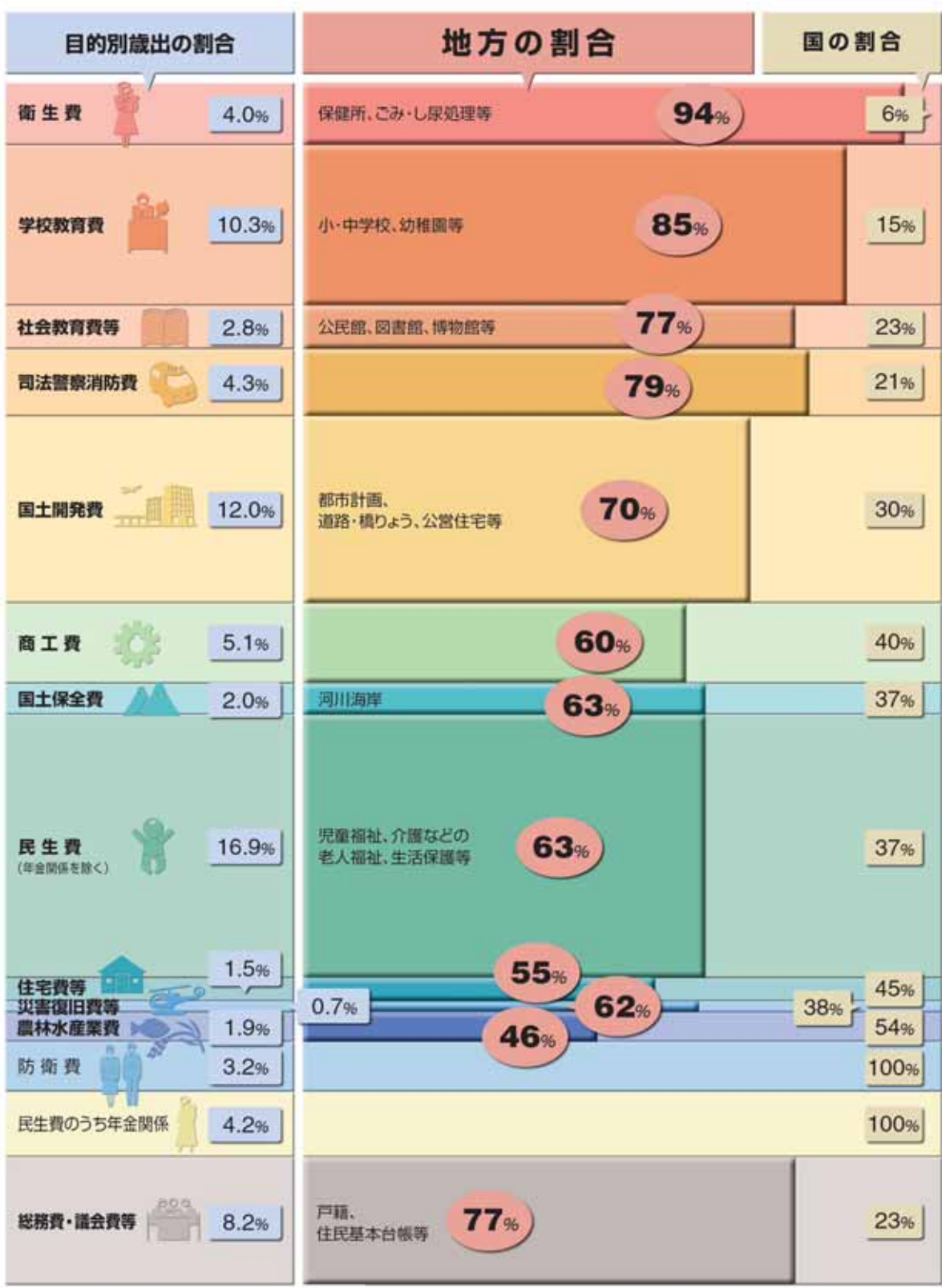
国内総支出と地方財政



どのような分野で地方の歳出割合が高いのでしょうか？

国と地方を通じた歳出のうち、地方の歳出の割合が高いのは、主に、衛生、学校教育、社会教育、警察・消防などの日常生活に関係の深い分野です。

国と地方の主な目的別歳出の割合 (最終支出ベース)



平成17年度決算の概要

1. 人件費・普通建設事業費等の減による歳出削減

歳出総額は6年連続減少の90兆6,973億円。

大震災復興基金に係る特殊要因を除いた実質的な歳出は89兆8,004億円で、約1兆1,421億円の削減。

これは、人件費(対前年度比3,490億円減少、1.4%減)、普通建設事業費(同1兆2,324億円減少、7.5%減)の削減等によるもの。

2. 歳入の減少

歳入総額は6年連続減少の92兆9,365億円。

地方税が1兆2,656億円増加(対前年度比3.8%増)する一方、国庫支出金(同4.6%減)、地方債(同16.2%減)*等が減少。

※臨時財政対策債の減少、普通建設事業費の減少等によるもの。

3. 赤字団体の増加

実質収支が赤字の団体は、平成16年度から1団体増加し、都道府県2団体(北海道及び大阪府)、市町村24団体の合計26団体。

4. 財政構造は引き続き硬直性が高い状態

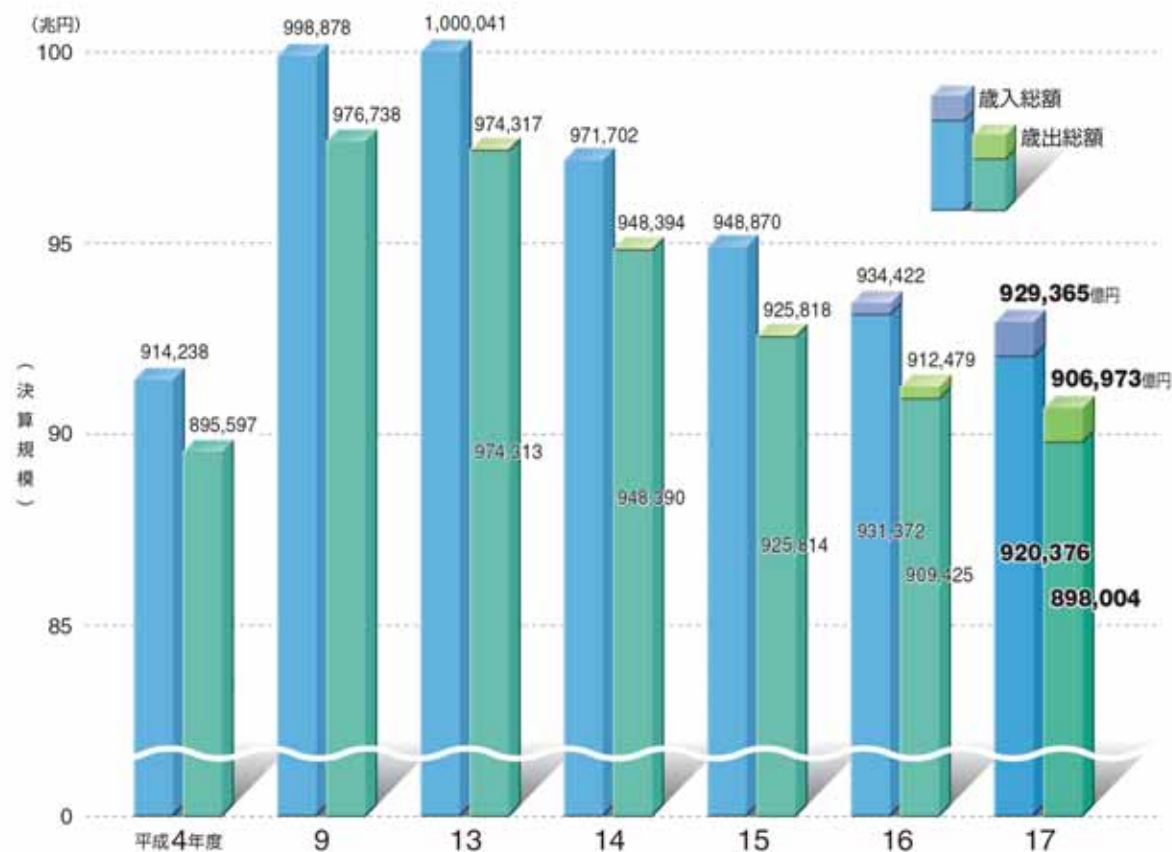
経常収支比率は、前年度とほぼ同じ91.4%と依然として高い水準。

起債制限比率は、前年度と同率の11.7%。

普通会計が負担すべき借入金残高は、約201兆円と引き続き高い状態。

決算規模

決算規模は、歳入における地方債及び国庫支出金の減少、歳出における人件費及び普通建設事業費の減少等により、歳入、歳出ともに6年連続で減少しています。なお、大震災復興基金に係る特殊要因を除いた歳入、歳出は前年度をそれぞれ1兆996億円、1兆1,421億円下回っています。



(注) 下段は大震災復興基金に係る特殊要因を除いた額

決算収支

実質単年度収支が黒字に転じたものの、実質収支の赤字の団体数が増加しています。

区分	決算額		赤字の団体数	
	17年度	16年度	17年度	16年度
実質単年度収支	4,292億円	△117億円	923 (1,693)	1,528 (2,498)
単年度収支	2,370億円	1,276億円	876 (1,644)	1,330 (2,288)
実質収支	1兆3,164億円	1兆2,208億円	26 (28)	25 (26)

(注1) 実質単年度収支：単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額
 単年度収支：当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
 実質収支：歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

(注2) 赤字の団体数は、一部事務組合及び広域連合を含みます。()内は、一部事務組合及び広域連合を含む団体数。

(注3) 実質収支の赤字の団体数は、打切り決算(市町村合併等により、出納整理期間中の歳入歳出がないこと)により赤字となった団体を除く。

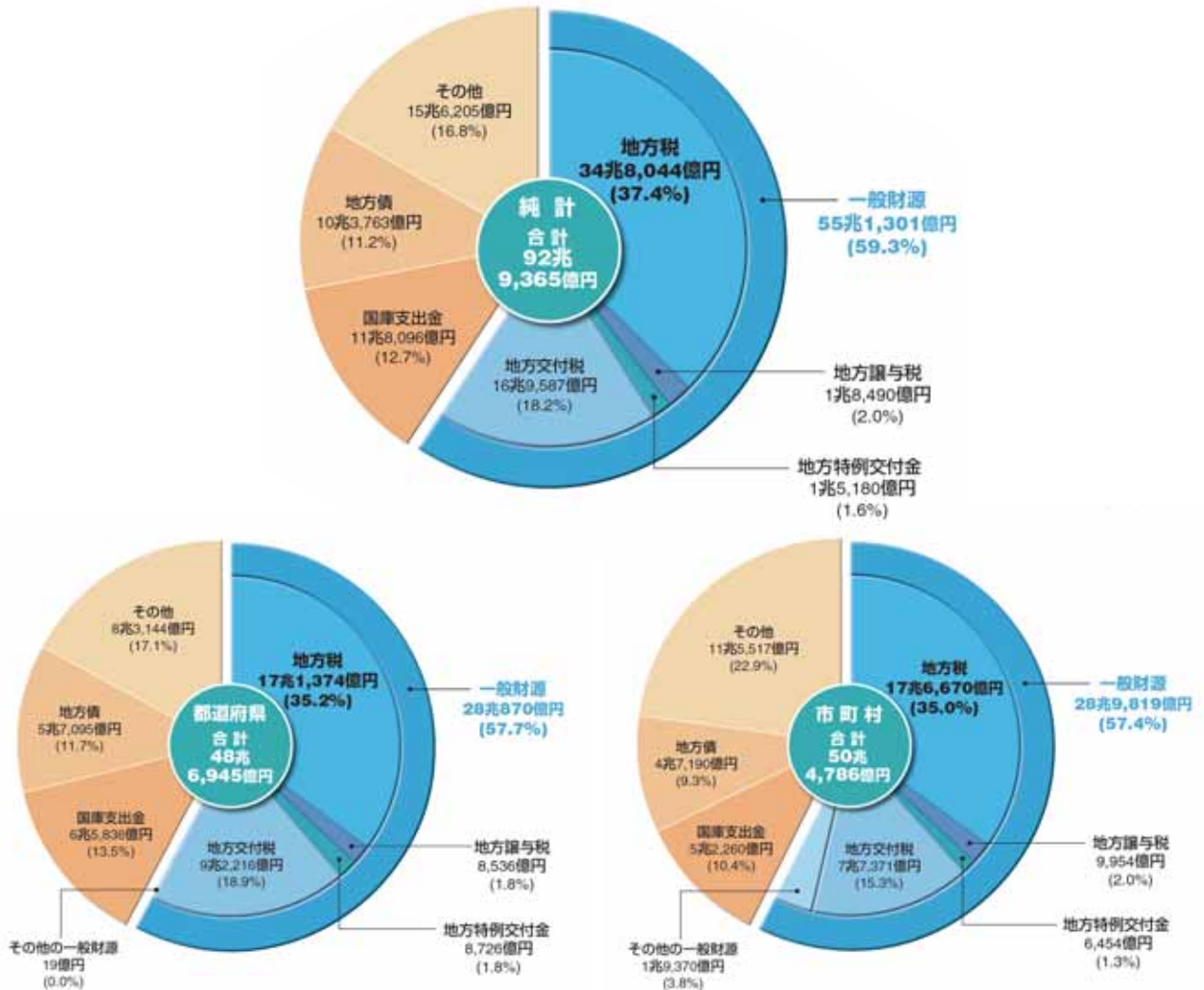
歳入

行政活動のためのお金は、どこから来ているのでしょうか？

1 歳入内訳の構成

地方公共団体の歳入に占める割合は、地方税（約3分の1）、地方交付税、国庫支出金、地方債の順になっています。

歳入内訳の構成（平成17年度決算）



一般財源

地方税や、地方交付税のように、使途が特定されていない財源を一般財源と呼んでいます。ここでは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等の合計額を一般財源として扱っています。地方公共団体が、さまざまな行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が極めて重要になります。

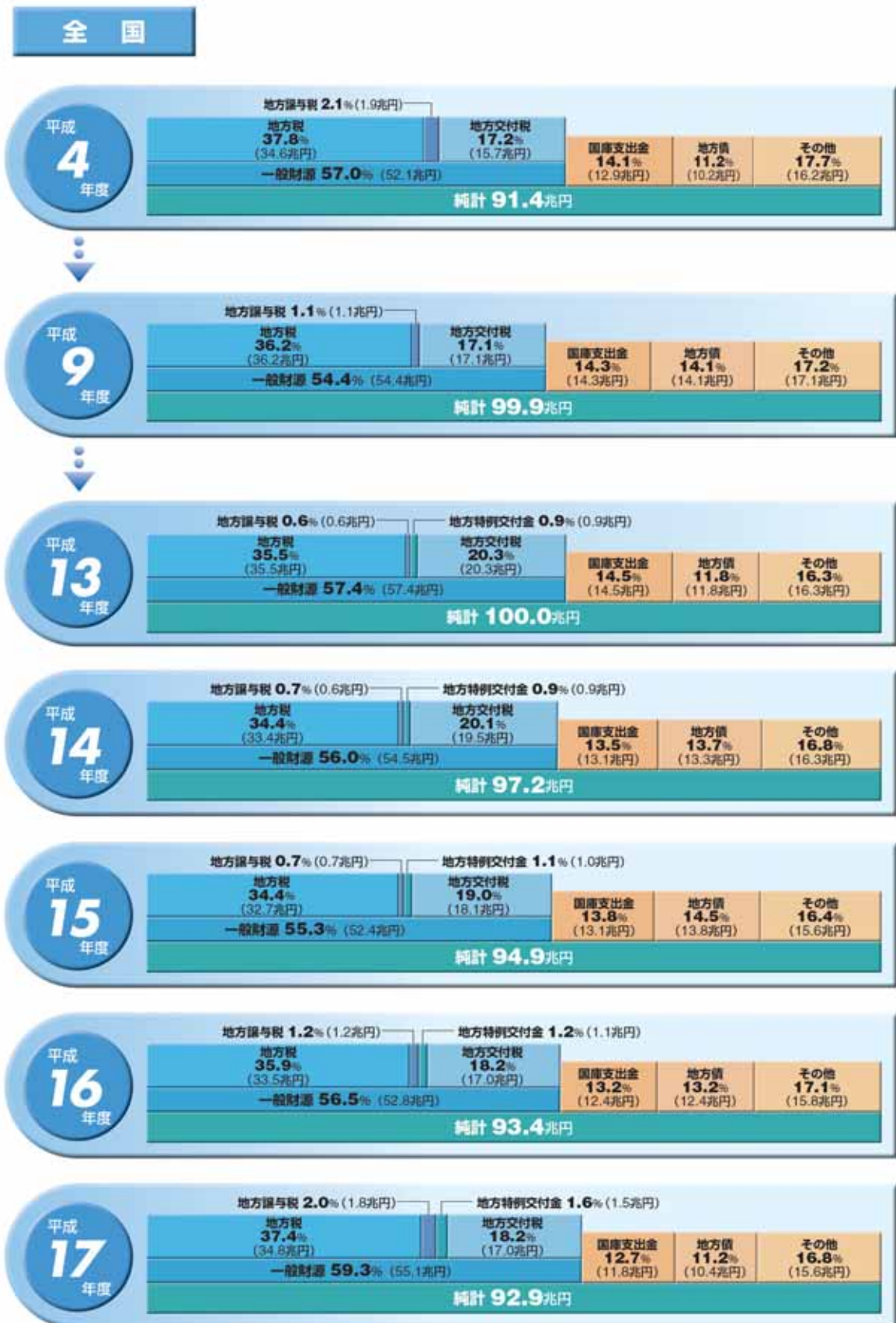
- * **地方譲与税** 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。
- * **地方特例交付金** 恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部の補てんや、国庫補助負担金の見直しに伴う国から地方公共団体への交付金で、地方税の代替的性格を有する財源です。
- * **地方交付税** 国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です（詳しくは11ページをご覧ください）。
- * **国庫支出金** 国が使途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。
- * **地方債** 地方公共団体の債務のうち、その履行が一会計年度を超えて行われるものを指します。

(注1) ここでは普通会計を中心に扱います（上下水道、交通、病院などの「公営企業」は、23ページで紹介します）。

(注2) 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものです。したがって、その内訳は合計と一致しない場合があります。

2 歳入内訳の推移

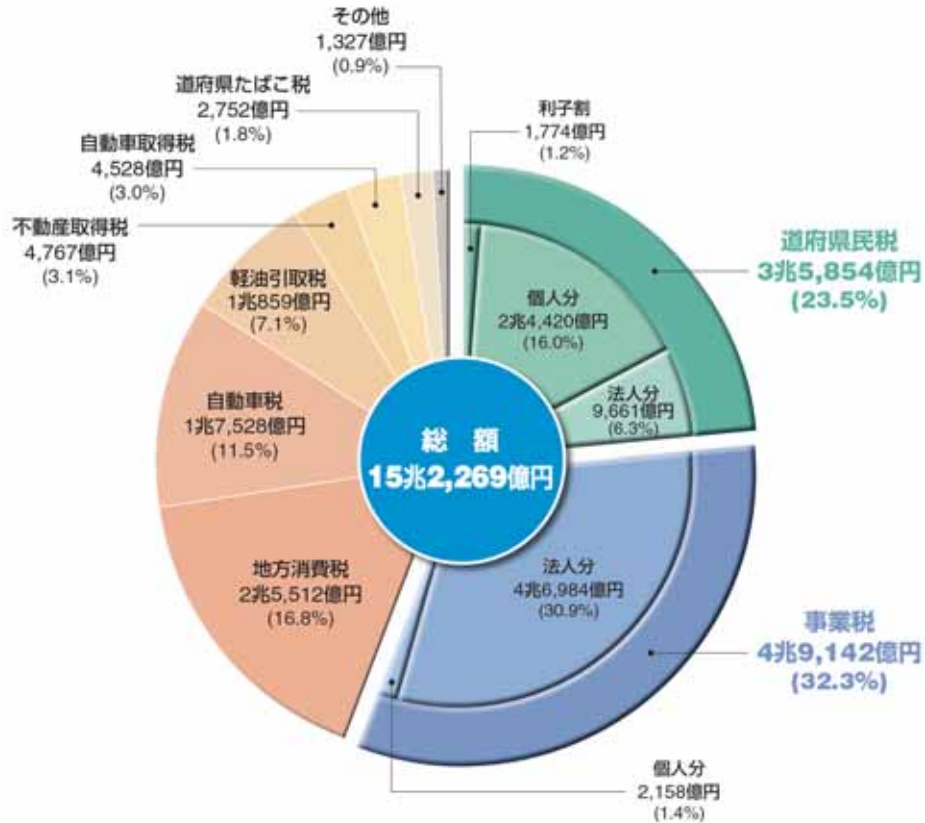
歳入総額に占める地方税、地方譲与税、地方特例交付金の割合が増加する一方、地方交付税、国庫支出金、地方債の割合が減少傾向にあります。



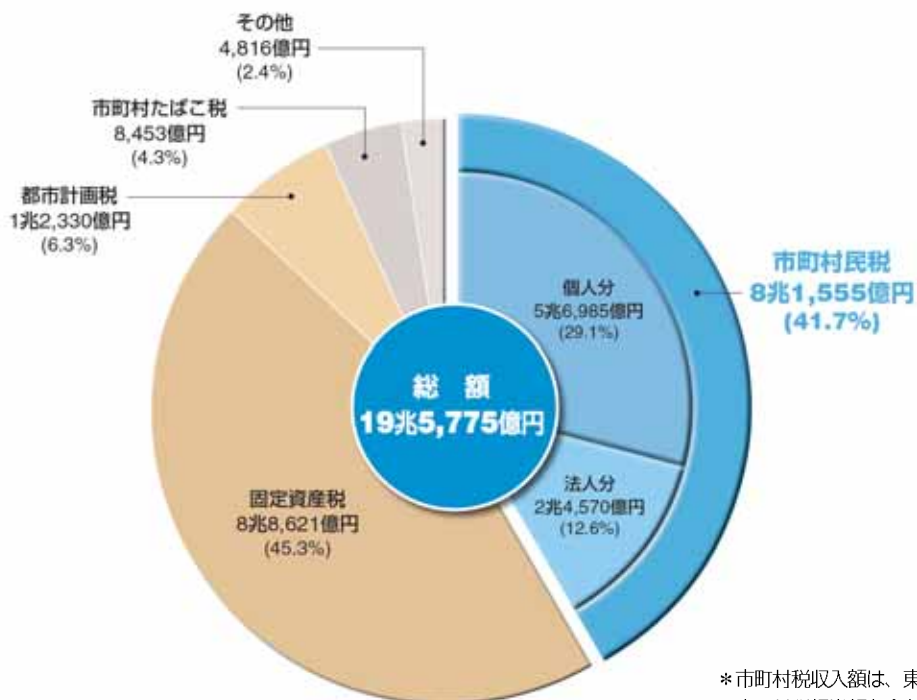
3 地方税

地方税は、道府県税と市町村税とに分かれます（東京都の特別区については、都が市町村税の一部を課税しています）。

道府県税の税収の構成（平成17年度決算）



市町村税の税収の構成（平成17年度決算）



*市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

法人関係二税（法人事業税及び法人道府県民税）の割合の高い道府県税は、企業収益が好調であったこと等により、2年連続で増収となっています。

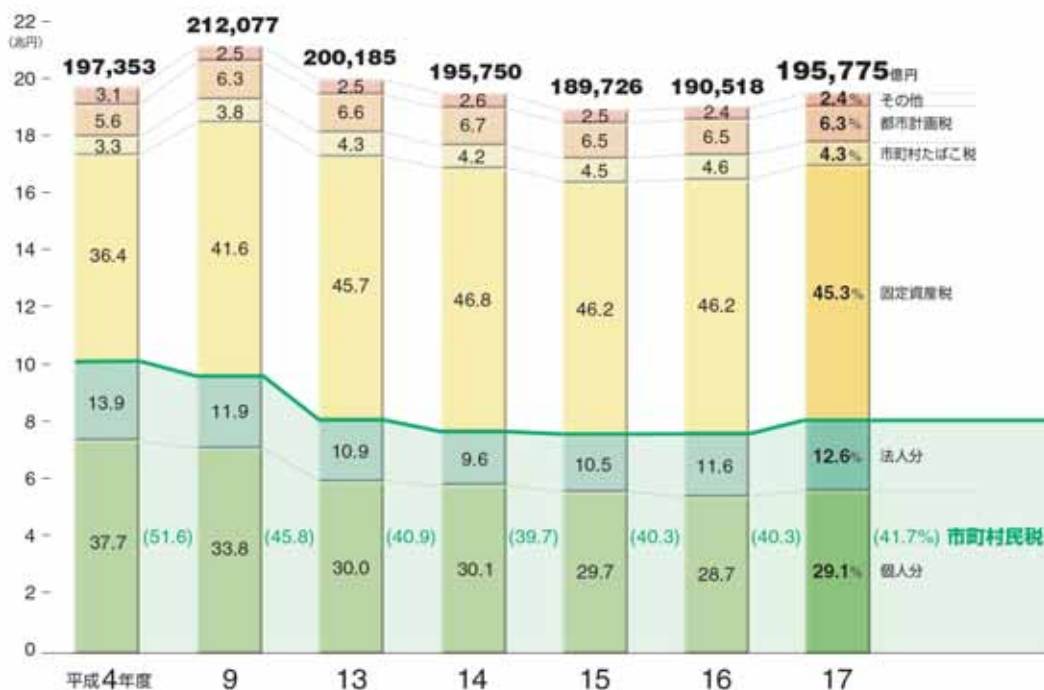
また、市町村民税等が増加した市町村税も2年連続で増収となっています。

道府県税収入額の推移



* ()内の数値は、事業税及び道府県民税の構成比である。

市町村税収入額の推移



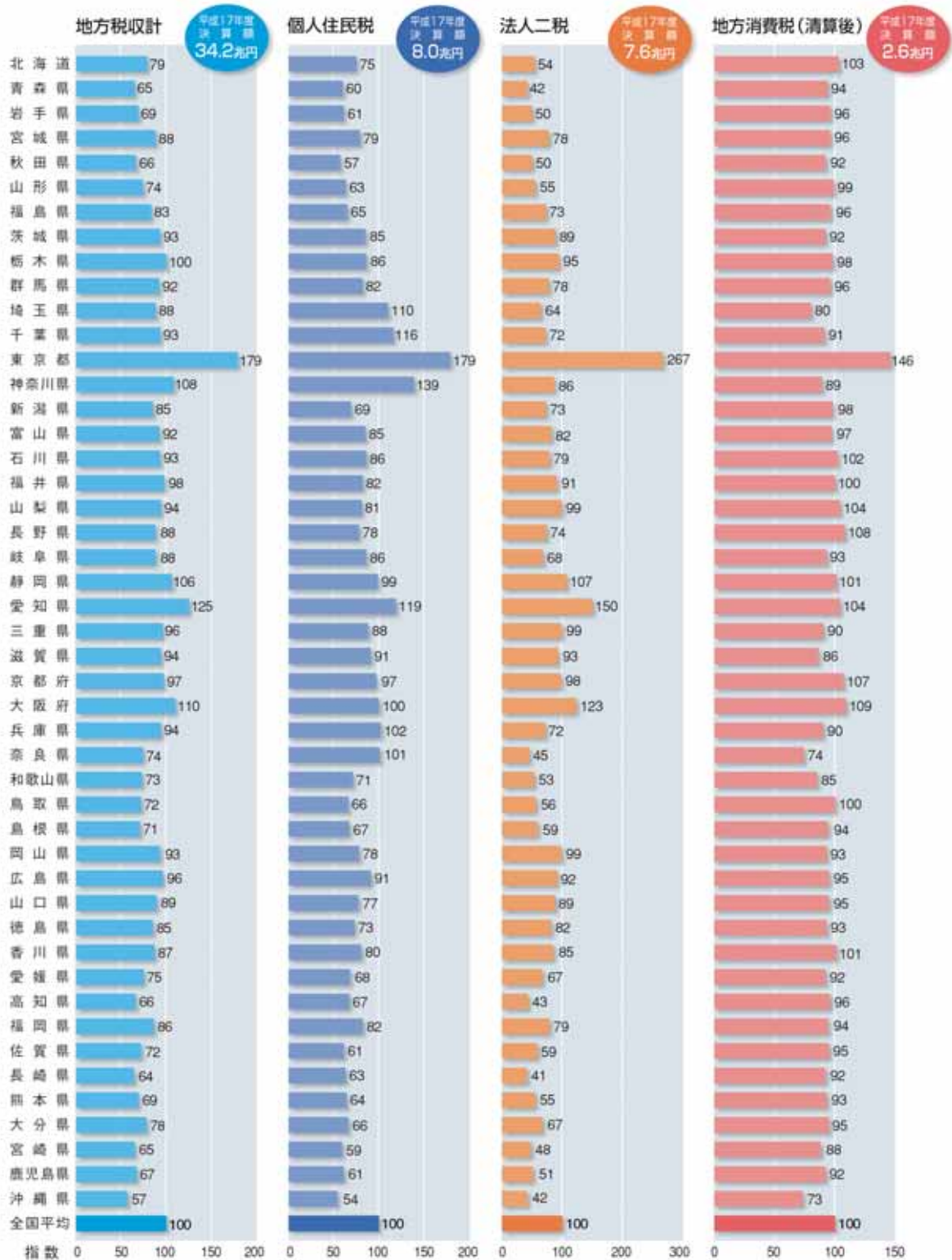
* ()内の数値は、市町村民税の構成比である。

* 市町村税収入額は、東京都が徴収した市町村税相当額を含む。

地域のニーズに応じた行政サービスを自らの責任と判断で実施できるよう、税源の偏在度が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すべく、地方税の充実確保を図ることが必要です。

地方税収の人口1人当たり税収額の指数

(全国平均を100とした場合、平成17年度)



(注1) 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。

(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税を除く。

(注3) 法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税を除く。

(注4) 平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

4 地方交付税

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源は、それぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。

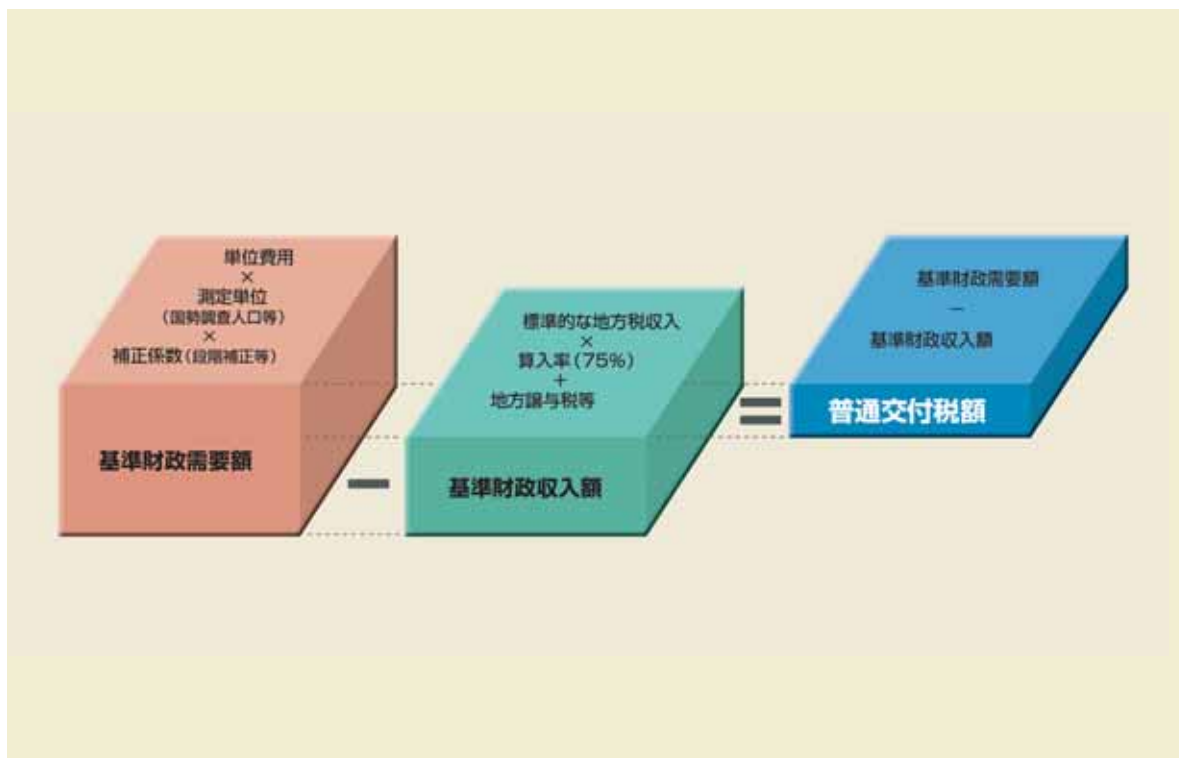
1 地方交付税総額の決定

地方交付税の総額は、国税の一定割合（所得税・酒税の32%、法人税の35.8%（平成19年度から34.0%）、消費税の29.5%、たばこ税の25%）を基本としつつ、地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づき総額が決定されます。

平成17年度における地方交付税総額は16兆9,587億円、対前年度比0.4%減となっています。

2 各地方公共団体の普通交付税の算定方式

次のような仕組みで各地方公共団体の普通交付税の額が算定されています。



(注1) 基準財政需要額は、各地方公共団体の合理的かつ妥当な水準における財政需要として算定されるものであり、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金事業の地方負担を算入することが義務づけられています。なお、平成13年度から平成21年度の間においては、基準財政需要額の一部を地方財政法第5条の特例地方債（臨時財政対策債）に振り替えることとしています。

(注2) 標準的な地方税収入には、当該団体が独自に課税する「法定外普通税・法定外目的税」、地方税法に規定する標準税率を超えて行う「超過課税」の額は算入されません。

3 地方交付税の機能

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのものです。

したがって、地方交付税による財源調整が働いている結果、歳入総額に占める一般財源の割合は、人口規模等による大きな違いは生じていません。

市町村の歳入総額に占める一般財源の割合の分布状況



(注1) 「中都市」とは、平成17年国勢調査報告における人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは人口10万人未満の市をいいます。
 (注2) 「町村」とは、人口1万人以上の町村をいい、「小規模町村」とは、人口1万人未満の町村をいいます。

歳出

何に使われているのでしょうか？

1 目的別分類

使われた費用を目的別に分類すると、教育費、民生費、土木費などに多くの財源が使われています。

都道府県では、教育費、公債費、土木費の順、市町村では、民生費、土木費、公債費の順となっています。

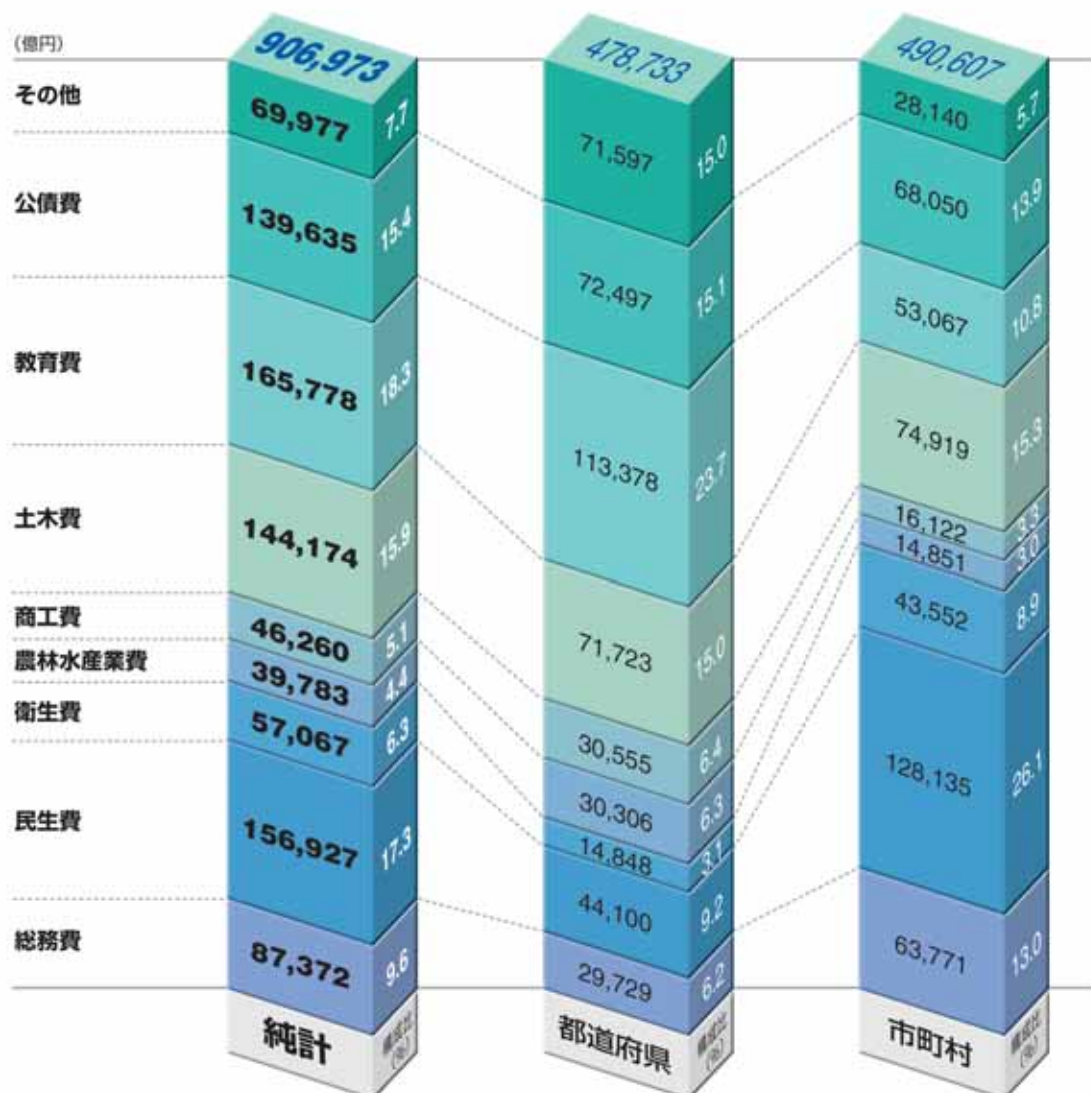
教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用

土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用

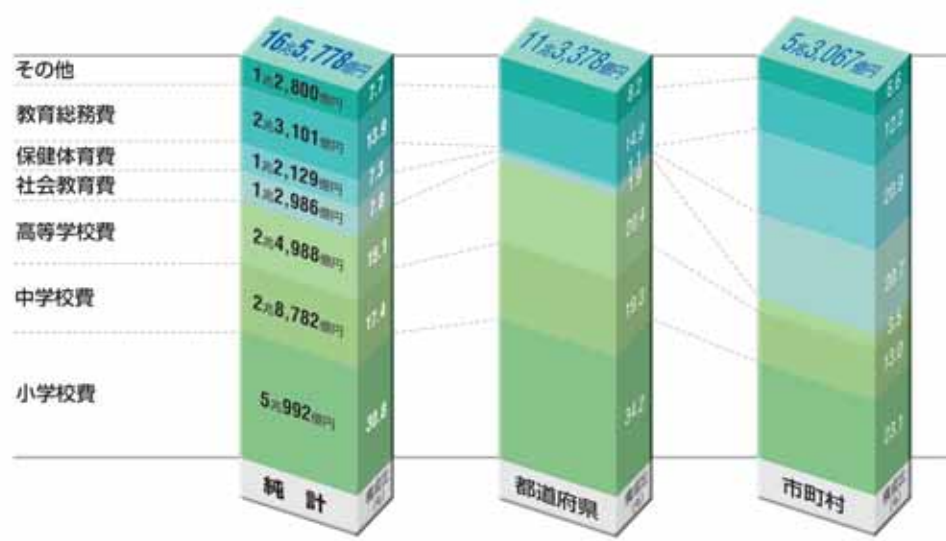
民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備・運営、生活保護の実施等の費用

公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

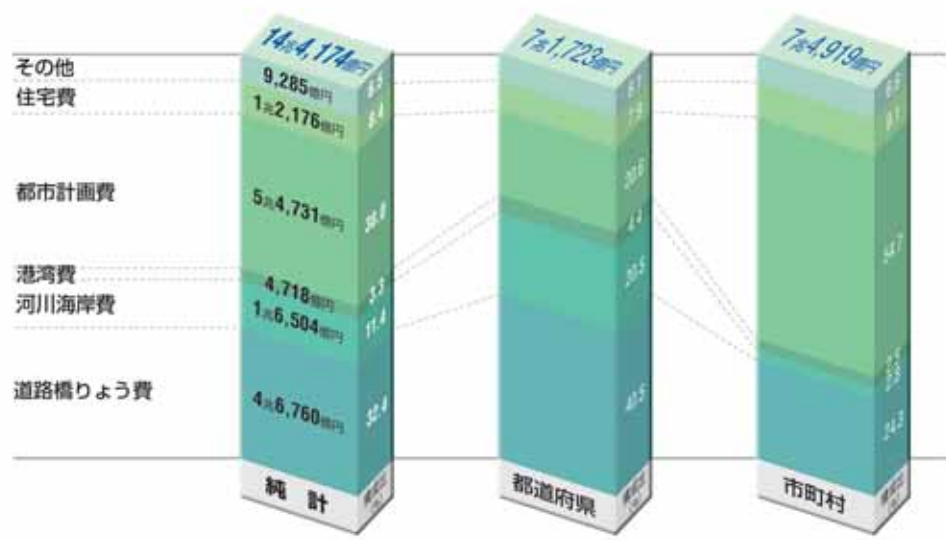
目的別歳出決算額の構成（平成17年度）



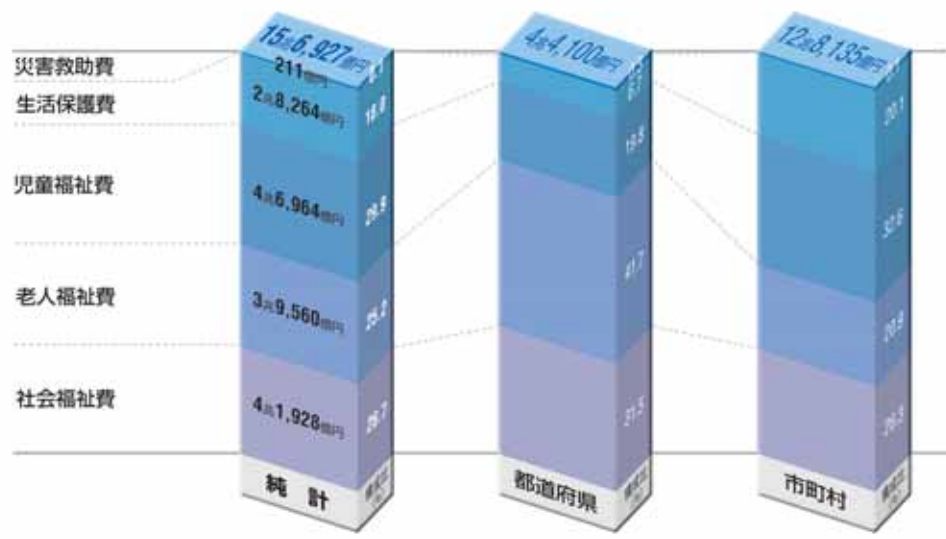
教育費の目的別内訳



土木費の目的別内訳



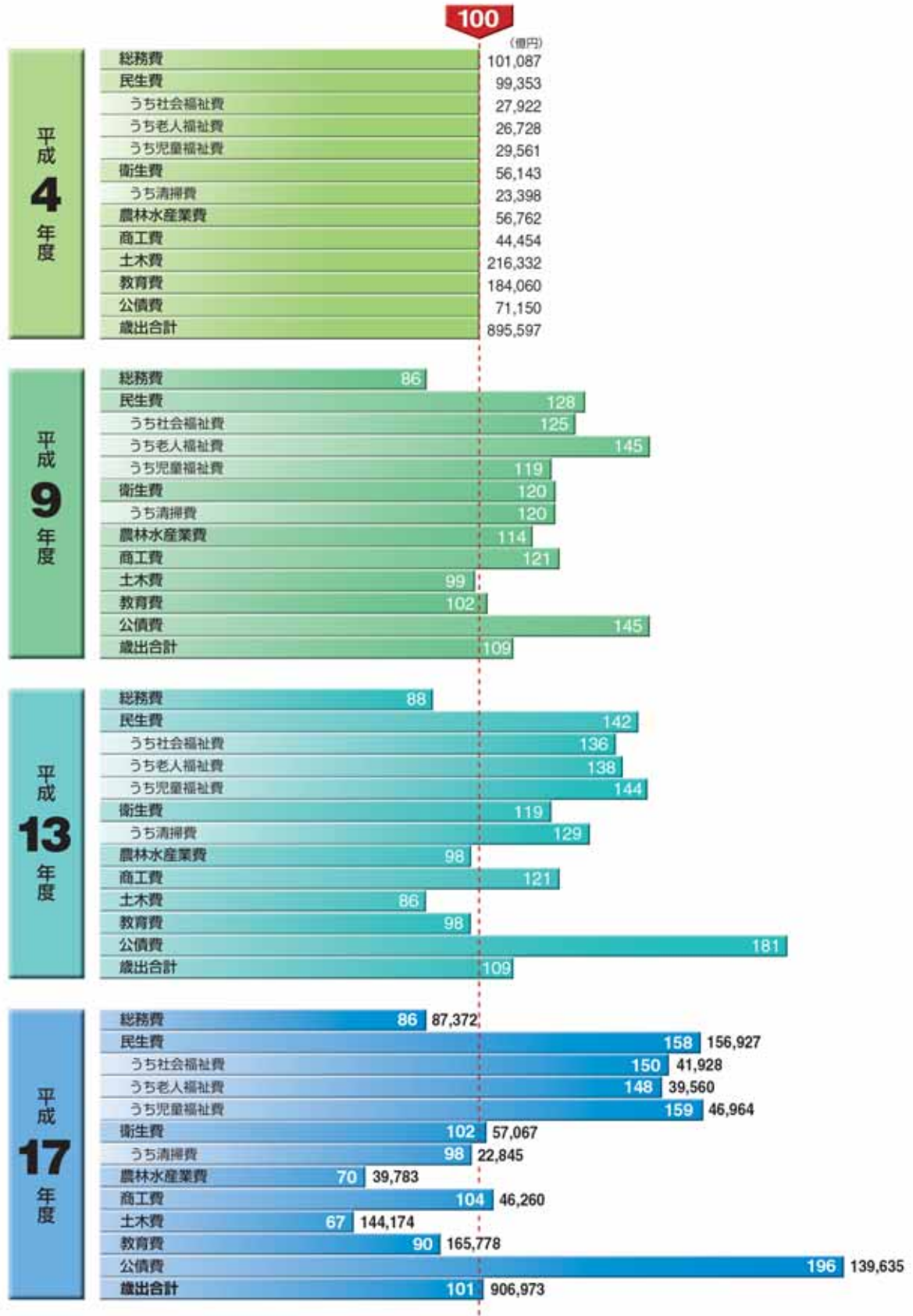
民生費の目的別内訳



近年、農林水産業費、土木費などが減少する一方、民生費、公債費などが増加しています。

目的別歳出構成の推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率

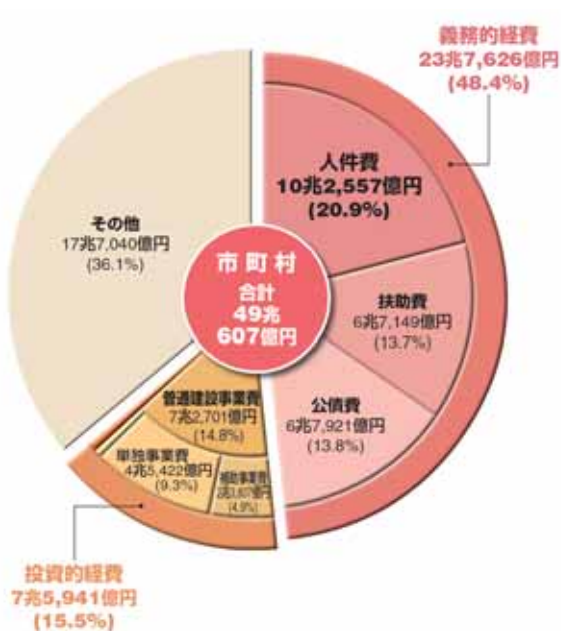
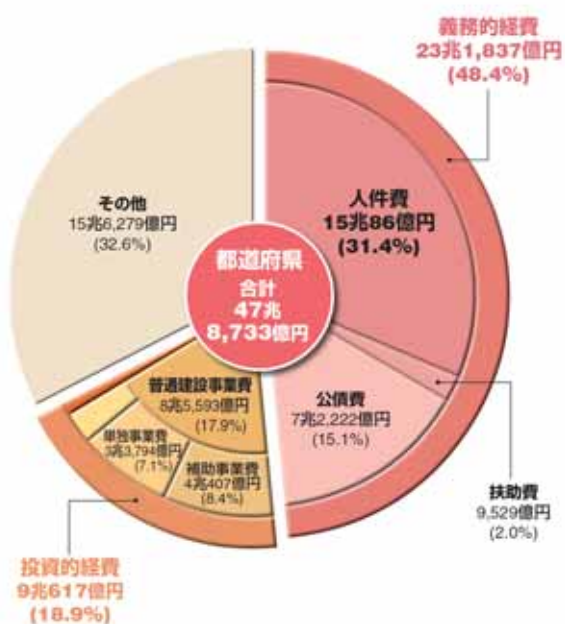
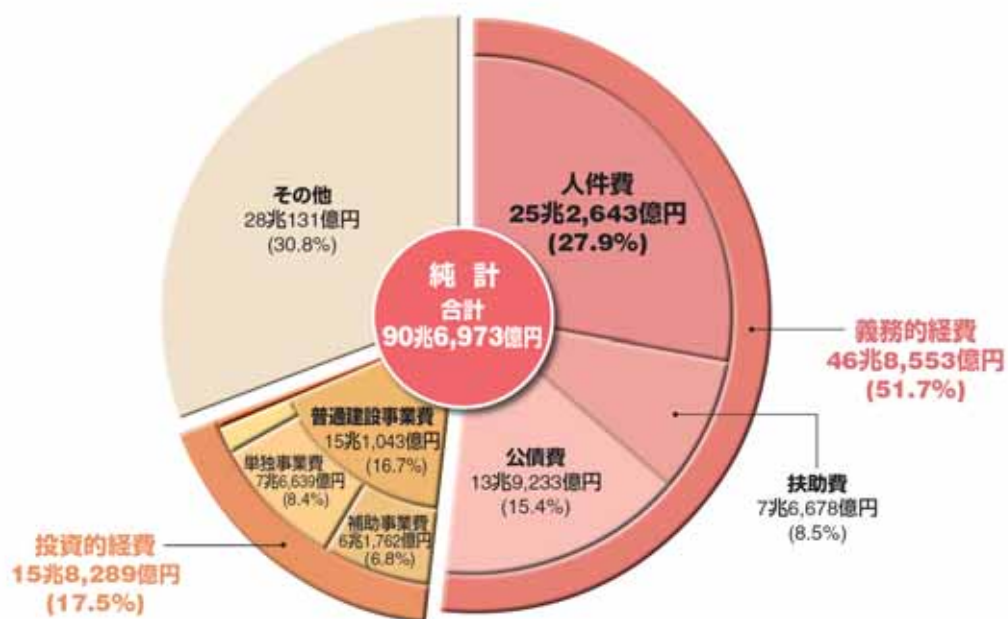


使われた費用はどのような性質のものでしょうか？

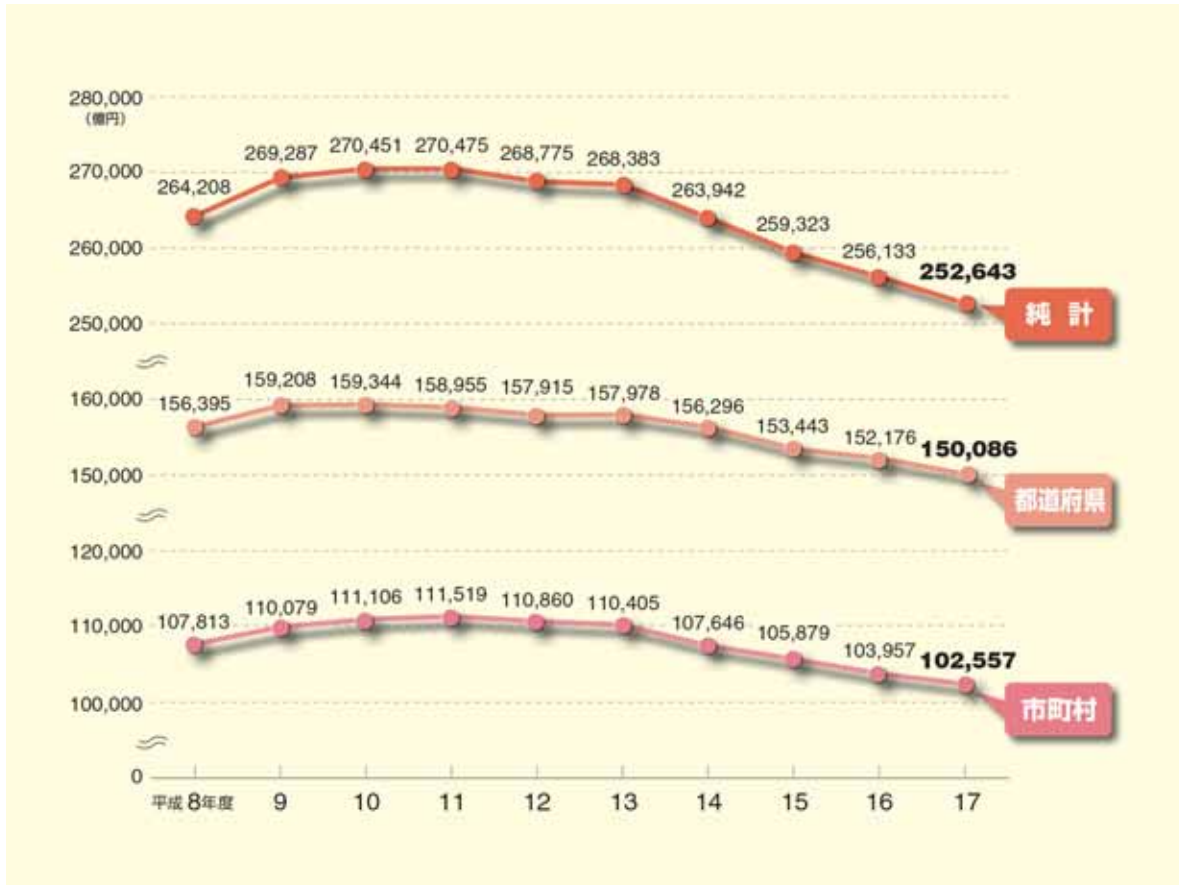
2 性質別分類

使われた費用を性質別に分類すると、支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な「義務的経費」（人件費、扶助費及び公債費）、普通建設事業費などに充てられる「投資的経費」、「その他の経費」に分けることができます。

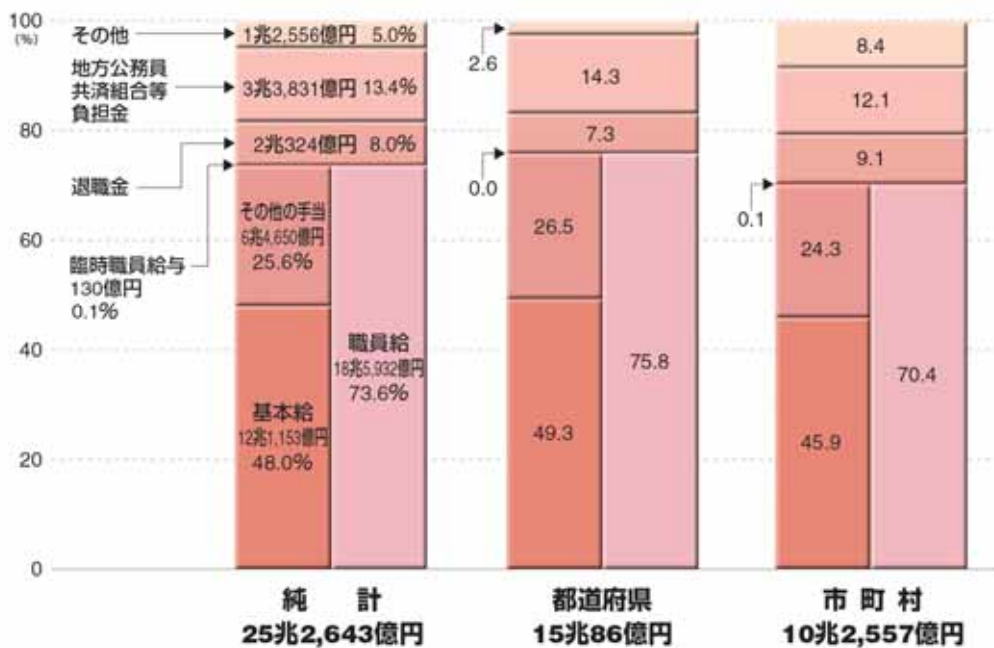
歳出内訳の構成（平成17年度決算）



人件費の推移



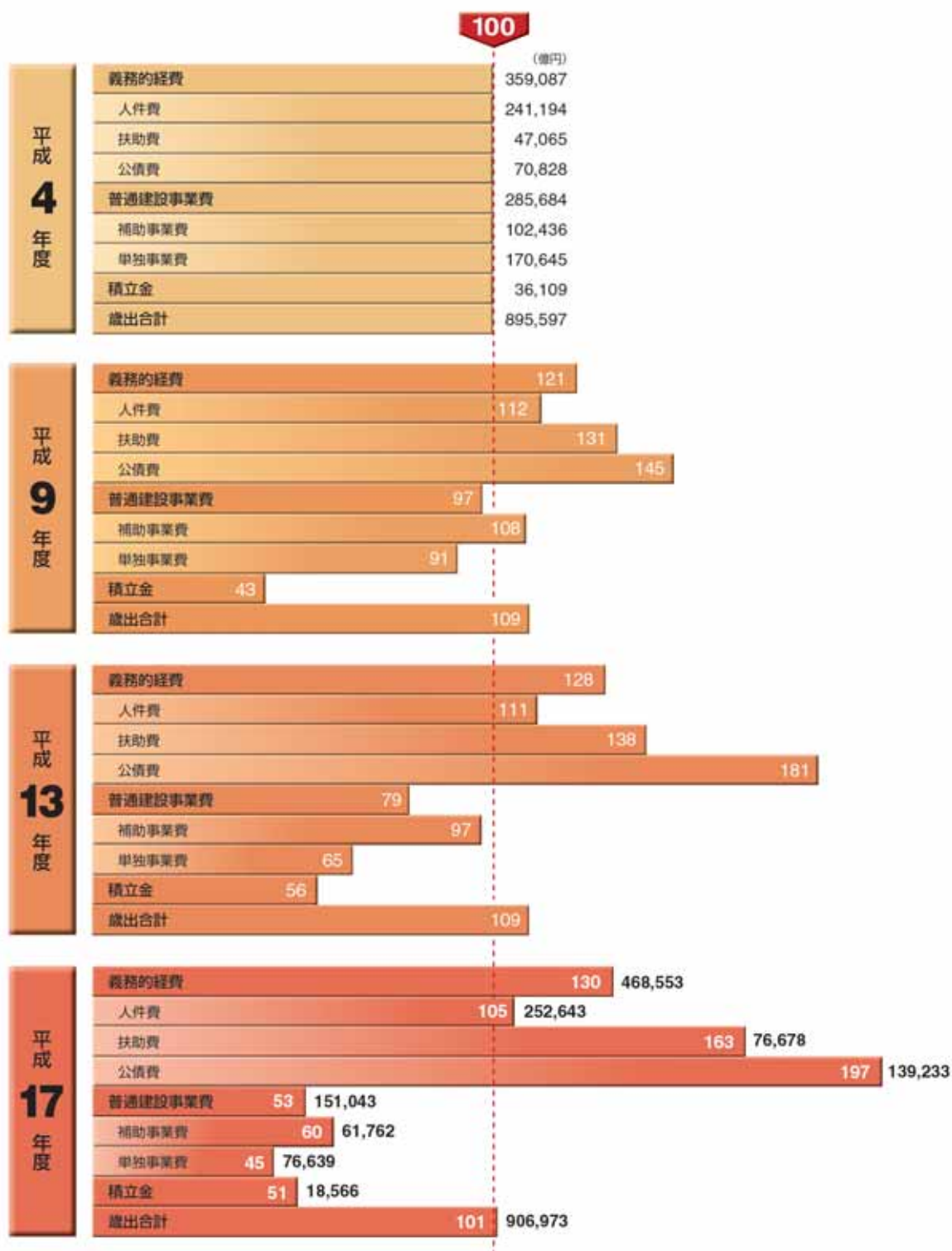
人件費の項目別内訳



近年、普通建設事業費などが減少する一方、扶助費、公債費などが増加しています。

性質別歳出の内訳と推移 (普通会計純計)

単位：平成4年度を100としたときの比率



***扶助費**

児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費

***普通建設事業費**

道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備に要する費用

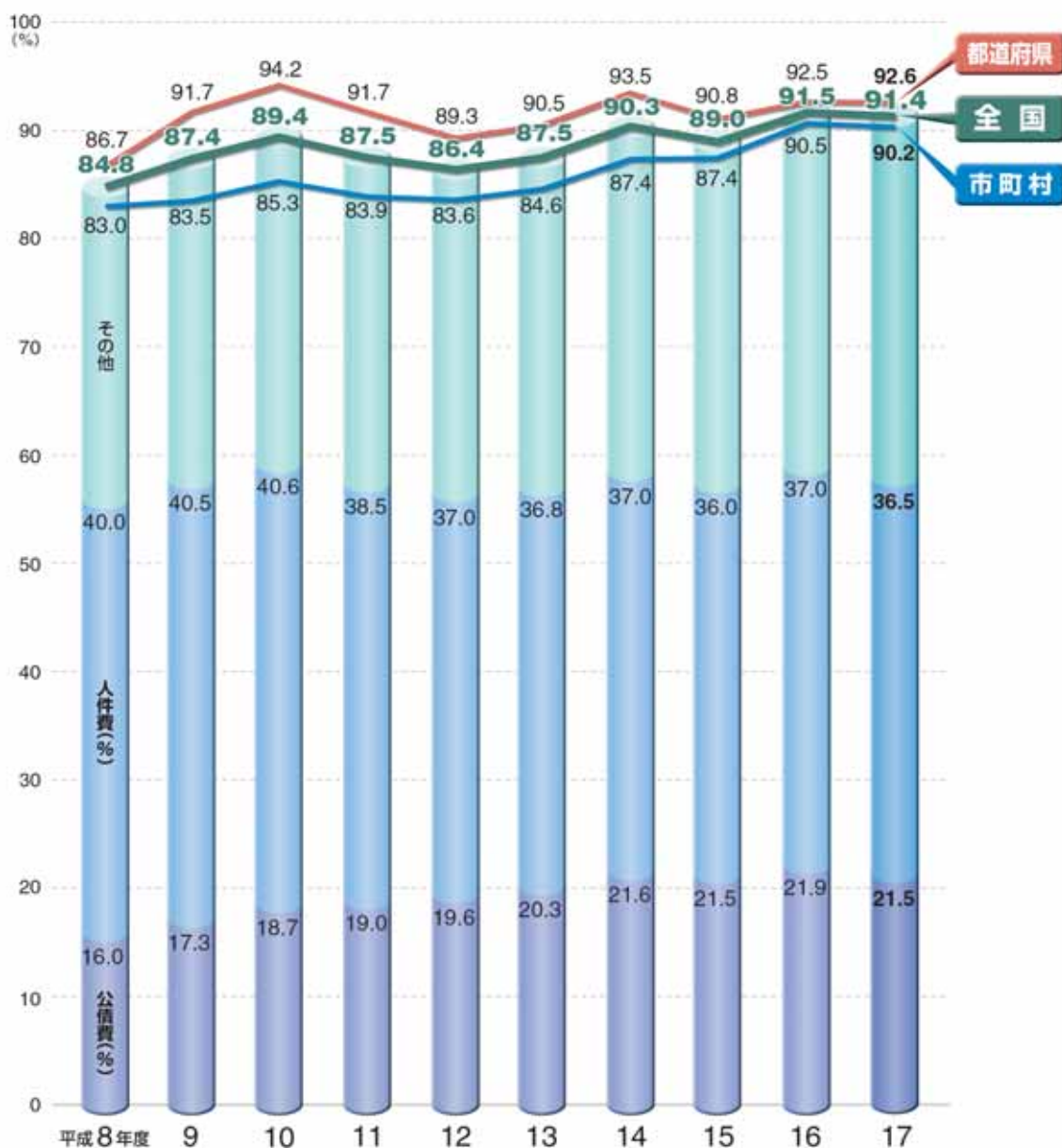
財政構造の弾力性

財政の行政需要への対応能力はどうなっているのでしょうか？

地方公共団体が、住民からのニーズに的確に答えていくには、毎年、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくための施策に充てる財源を確保していくことが必要です。その財源の確保の程度を財政構造の弾力性といっています。

1 経常収支比率

経常収支比率（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合）は、全国平均が前年度とほぼ同率の91.4%となっており、引き続き高い水準で推移しています。



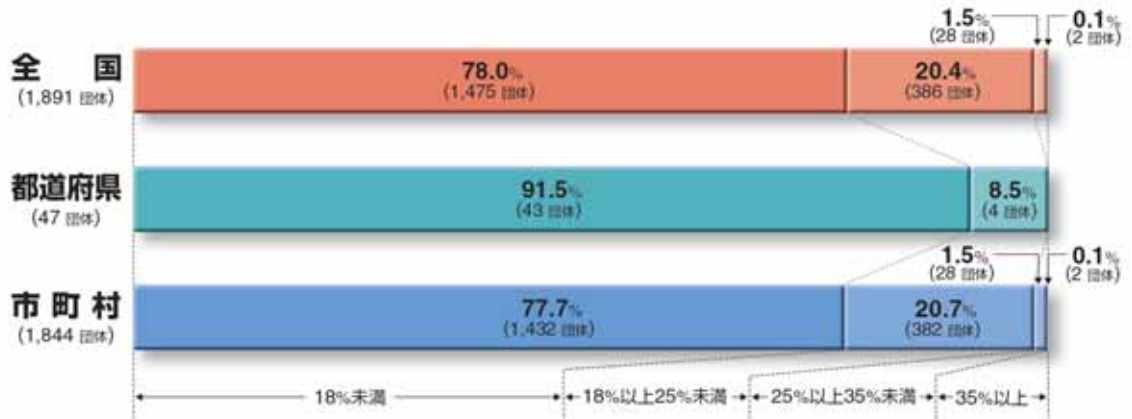
(注) 減税補てん債及び臨時財政対策債は平成13年度より追加。

2 実質公債費比率及び起債制限比率

地方公共団体の借入金、利子の支払いである公債費は、特に弾力性に乏しい経費であることから、その動向に常に注意する必要があります。

実質的な公債費の負担の程度をみる指標である実質公債費比率は、平成17年度決算に基づき初めて算定された指標です。過去からの推移をみる事ができるものとしては、起債制限比率があり、全国平均が前年度と同率となっており、引き続き高い水準で推移しています。

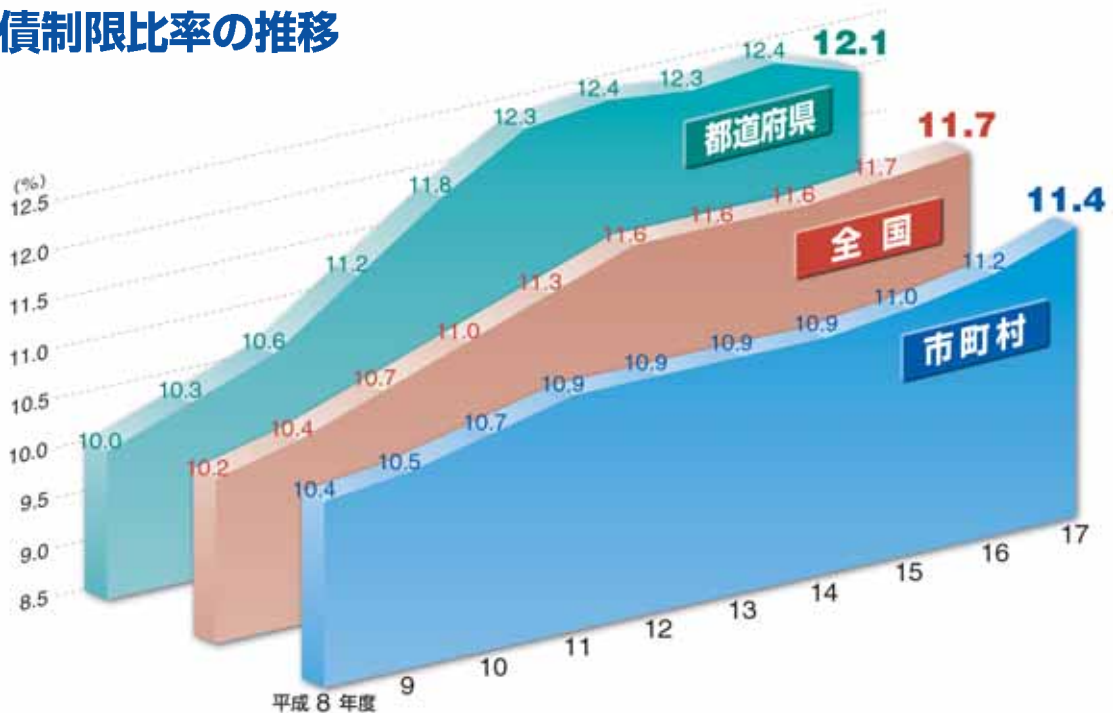
実質公債費比率の状況



*実質公債費比率

実質公債費比率は、地方債元利償還金（繰上償還等を除く）や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額から、これに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（地方交付税措置分を除く）に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものであり、この比率が18%以上の団体は起債に当たり許可が必要になり、25%以上の団体については、一定の地方債の起債が制限され、35%以上の団体については、さらにその制限の度合いが高まります。

起債制限比率の推移



*起債制限比率

起債制限比率は、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額から繰上償還された額を除き、さらにこれに充当された一般財源のうち地方交付税が措置されたものを除いたものが、標準財政規模及び臨時財政対策債発行可能額の合計額（地方交付税措置分を除く）に対してどの程度の割合になっているかをみるものです。

地方財政の借入金残高

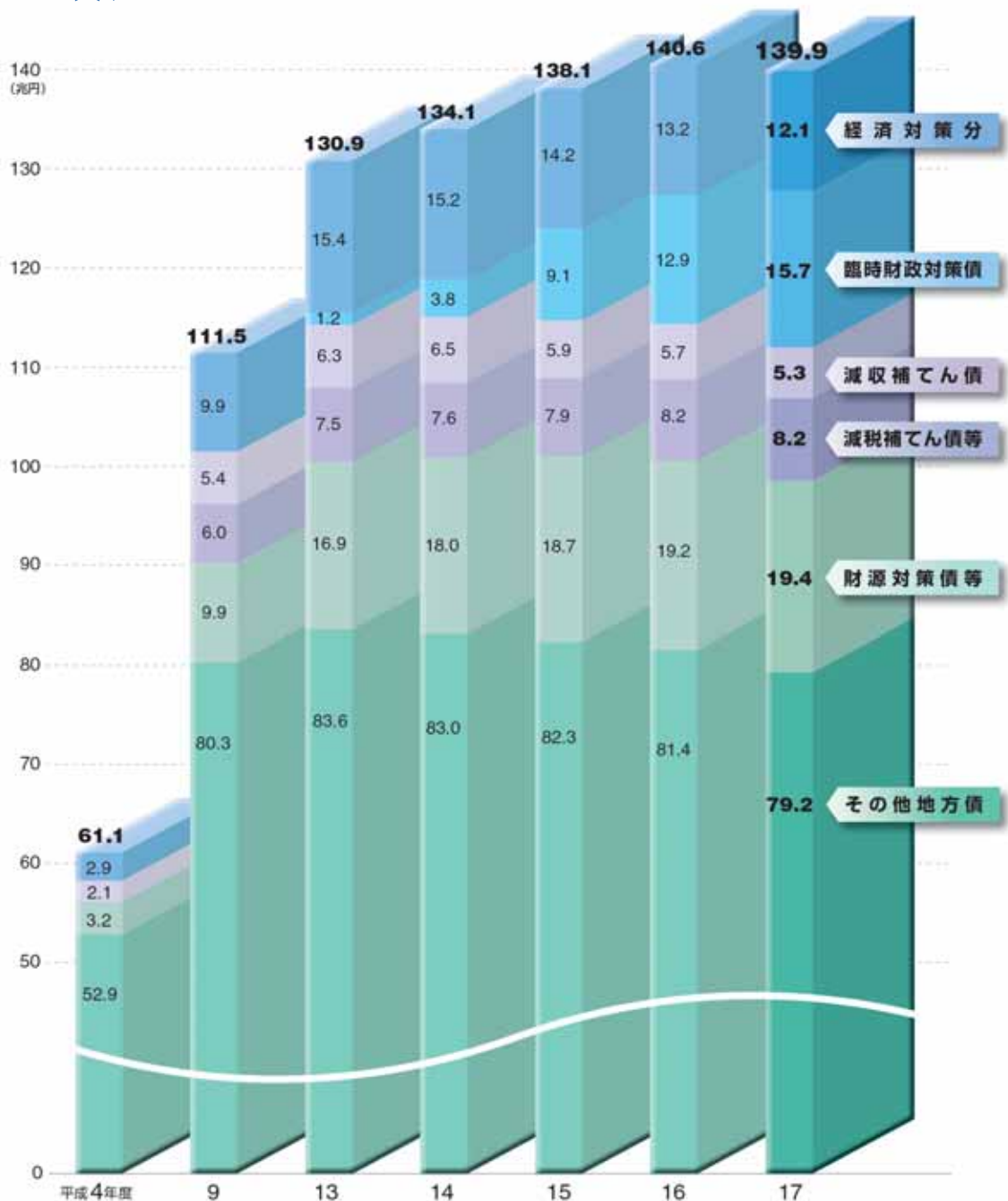
地方財政の借入はどうなっているのでしょうか？

1 地方債現在高の推移

地方公共団体の借入である地方債現在高は、平成17年度末で約140兆円です。

近年、減税に伴う税収の補てん、臨時財政対策債の発行等により増加しており、歳入総額の約1.5倍、地方税、地方交付税などの一般財源総額の約2.5倍に達しています。

地方債現在高の推移



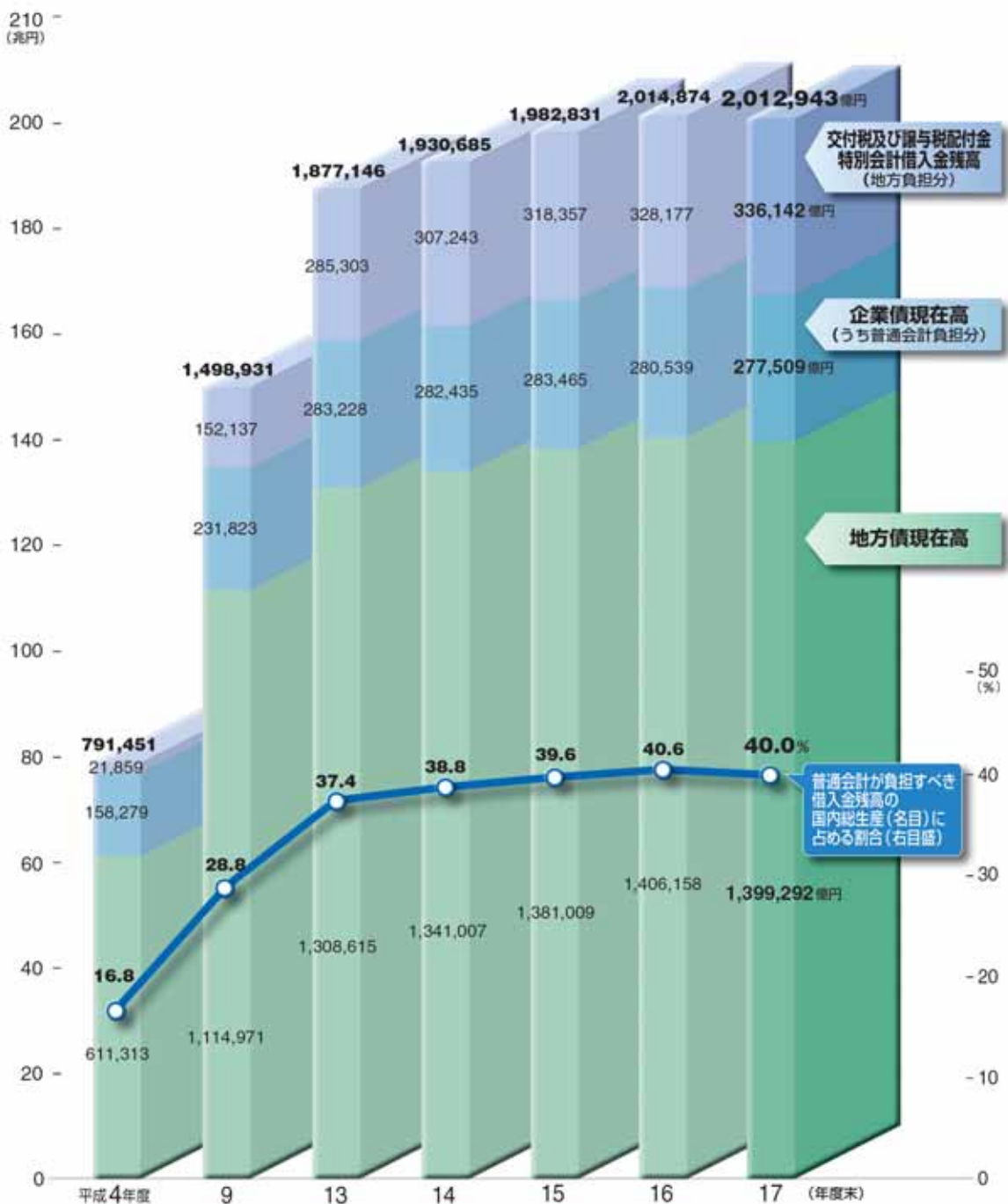
(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 経済対策分は推計値である。

2 地方財政の借入金残高

また、地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高は、平成17年度末で約201兆円となっており、依然として高い水準にあります。

普通会計が負担すべき借入金残高及び国内総生産に占める割合の推移



(注1) 地方債現在高は、特定資金公共事業債及び特定資金公共投資事業債を除いた額である。

(注2) 企業債現在高(うち普通会計負担分)は、決算統計をベースとした推計値である。

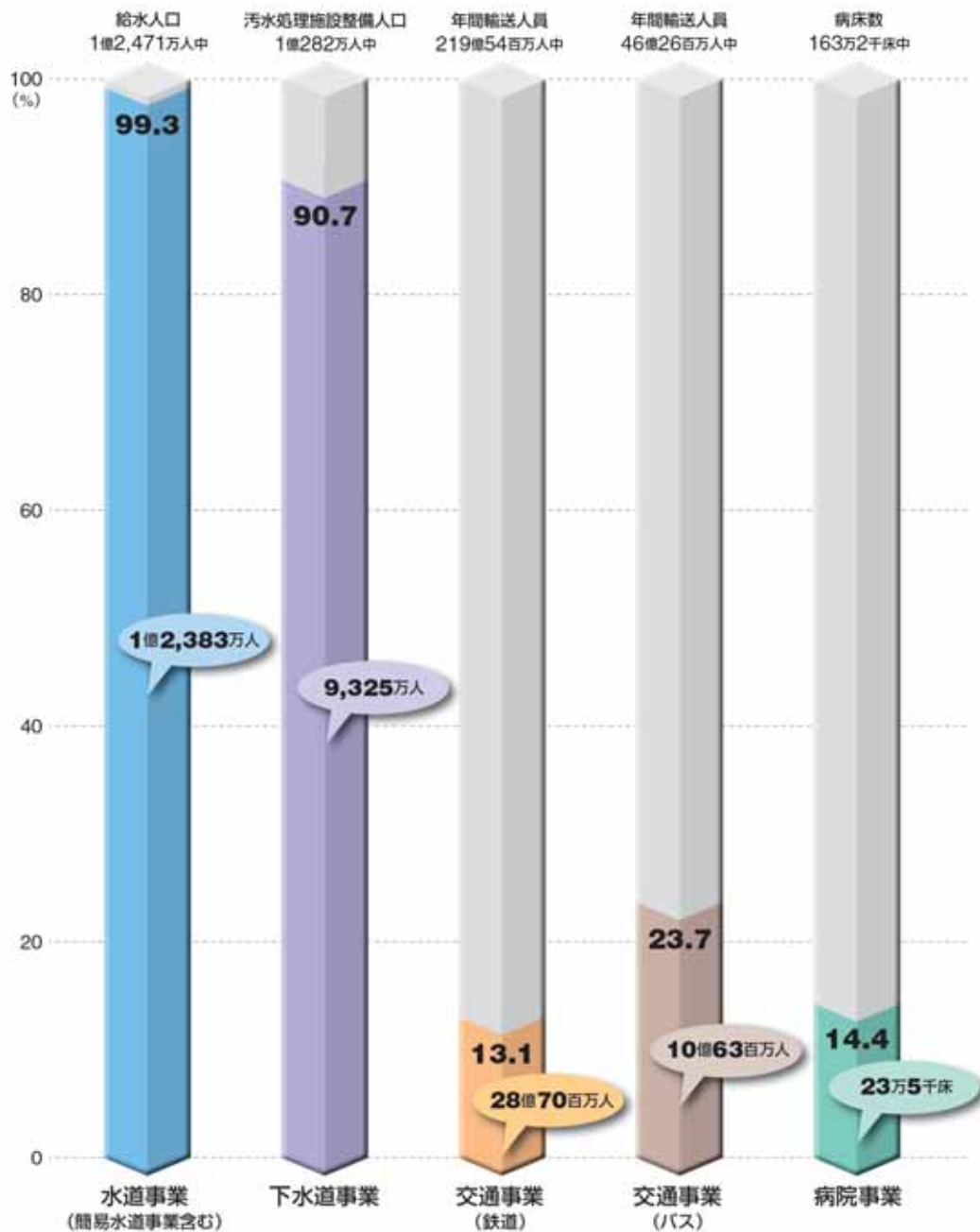
地方公営企業

地方公営企業の状況はどのようになっているのでしょうか？

地方公営企業は、地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業であり、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業など地域住民の生活や地域の発展に不可欠な社会資本の整備やサービスの提供を行っています。

1 地方公営企業が占める割合

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図るうえで大きな役割を果たしています。

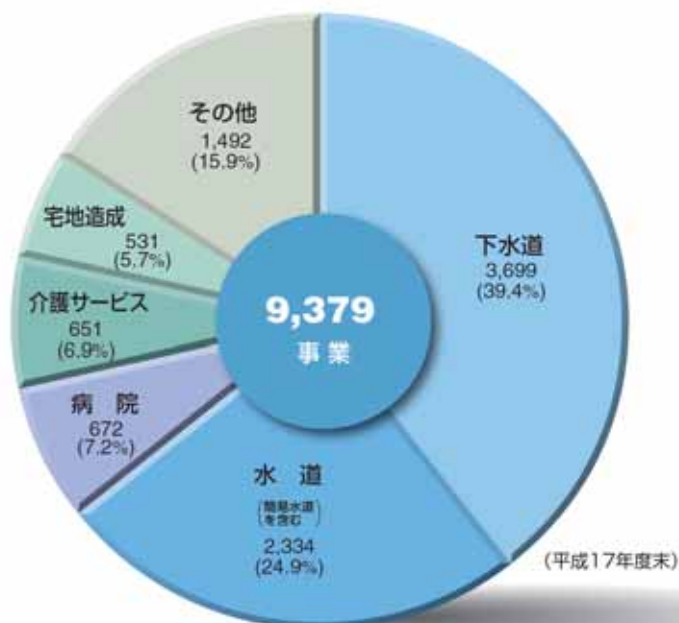


(注1) グラフは、実施されている全国の全事業全体を100とした場合の地方公営企業が占める割合を表しています。

(注2) 全国の全事業全体の数値は、各関係機関の統計資料により作成し、地方公営企業の数値は全事業全体と同年度の決算数値によります。

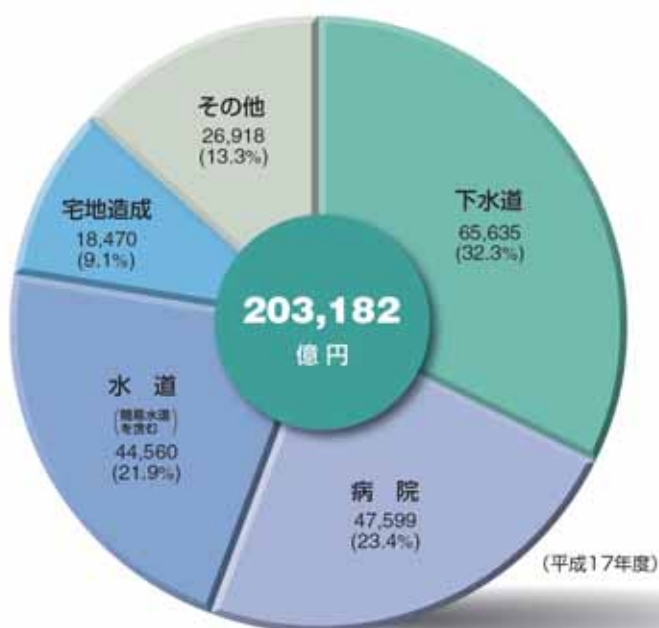
2 事業数

事業数は、9,379事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、介護サービス事業の順になっています。



3 決算規模

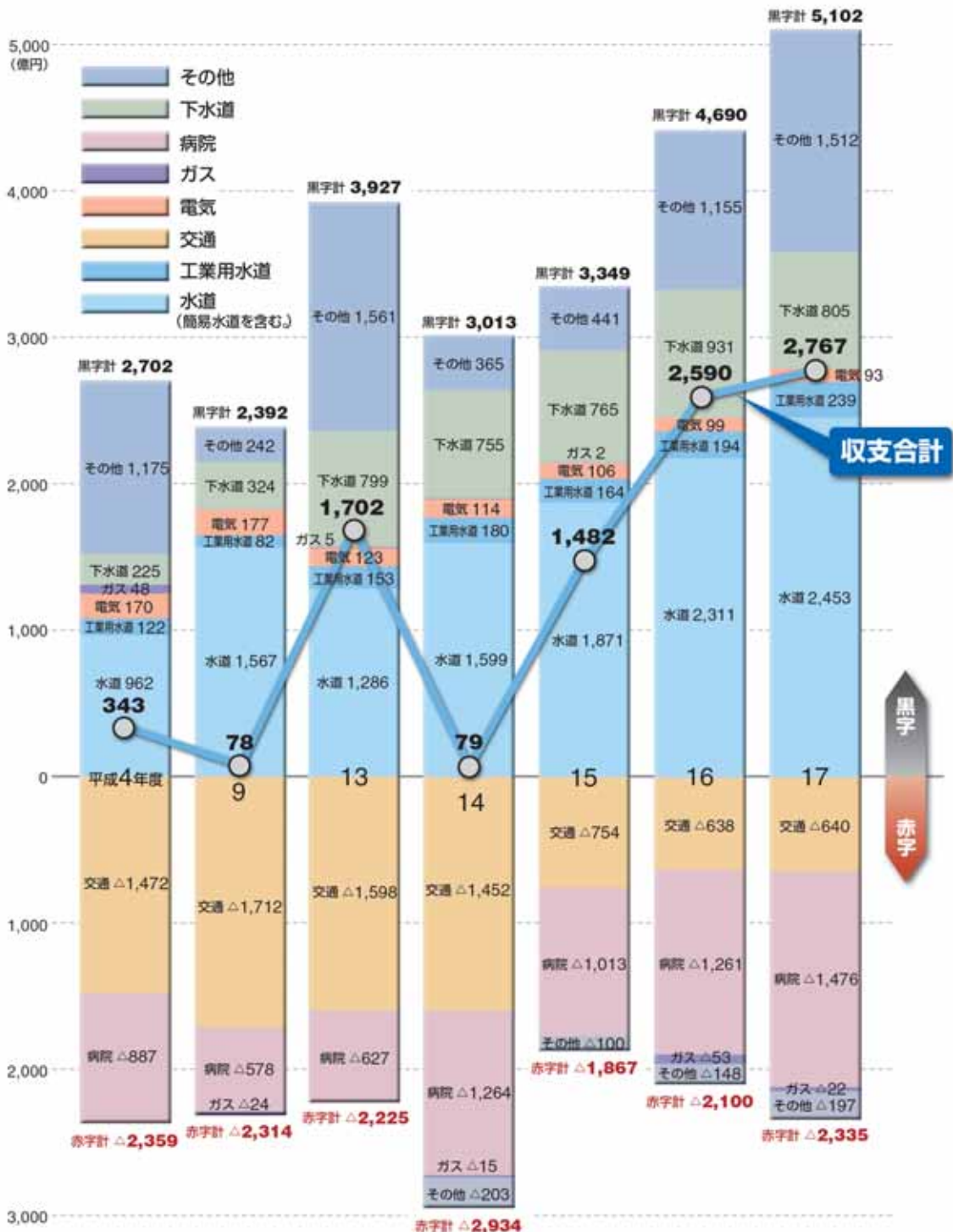
決算規模は、20兆3,182億円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、宅地造成事業の順になっています。



4 経営状況

経営状況は、2,767億円の黒字となっており、事業別にみると、水道事業、工業用水道事業、電気事業及び下水道事業は黒字で推移している一方で、交通事業及び病院事業は赤字が続いている状況です。

地方公営企業の経営状況の推移

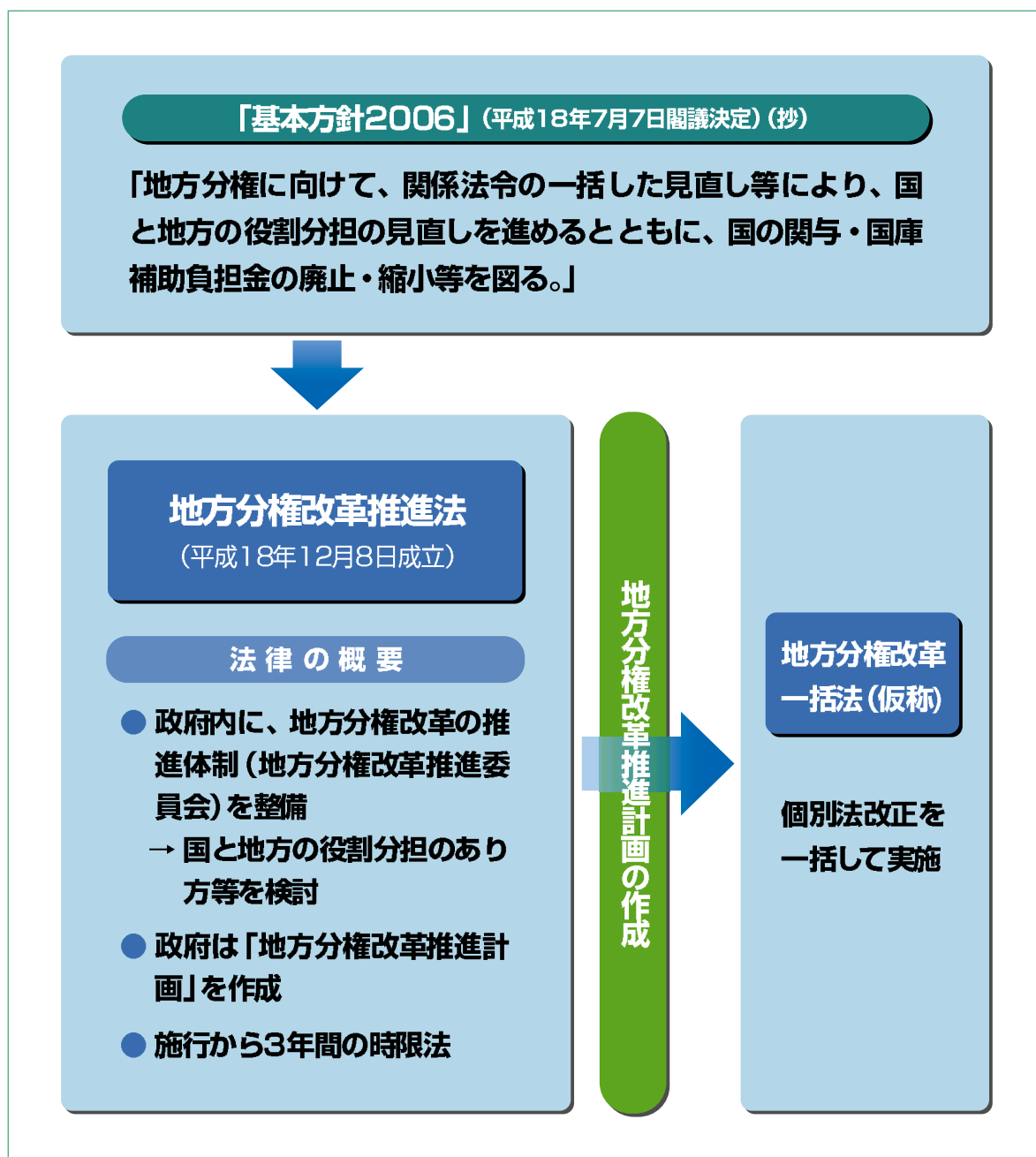


地方財政の動向と課題

1 地方分権改革の推進

(1) 地方分権改革推進法の成立

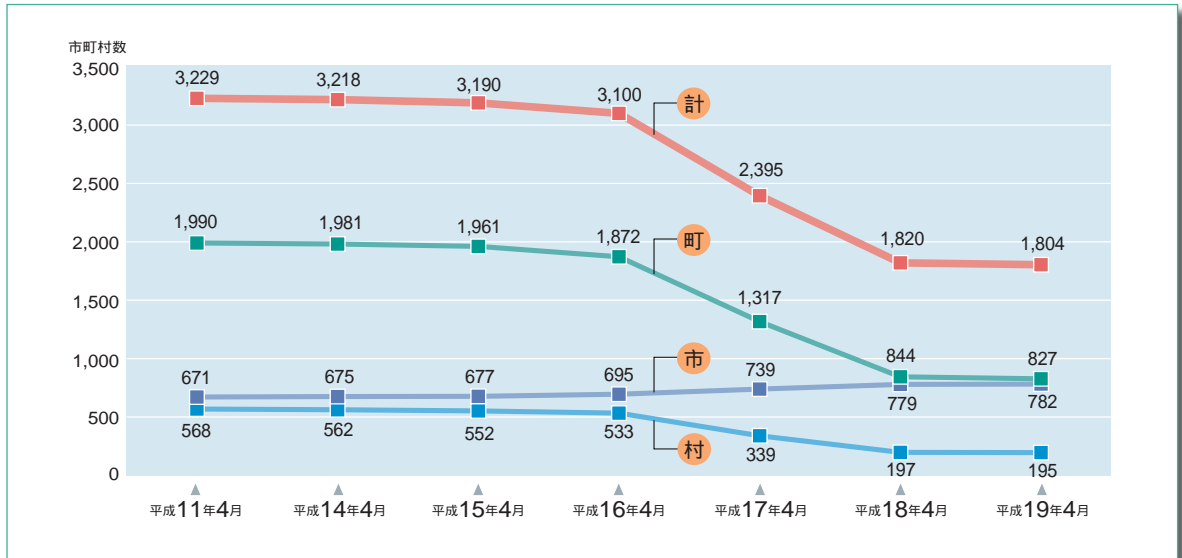
地方分権改革の推進についての基本理念や国と地方の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的、計画的に推進することを目的とした「地方分権改革推進法」が、平成18年12月8日に成立し、平成19年4月1日に施行されました。この法律に基づき、新たな地方分権改革を推進し、国と地方の役割分担を徹底して見直し、地方公共団体への権限、財源の移譲を進め、地方の自立と責任を確立するための取組を行います。



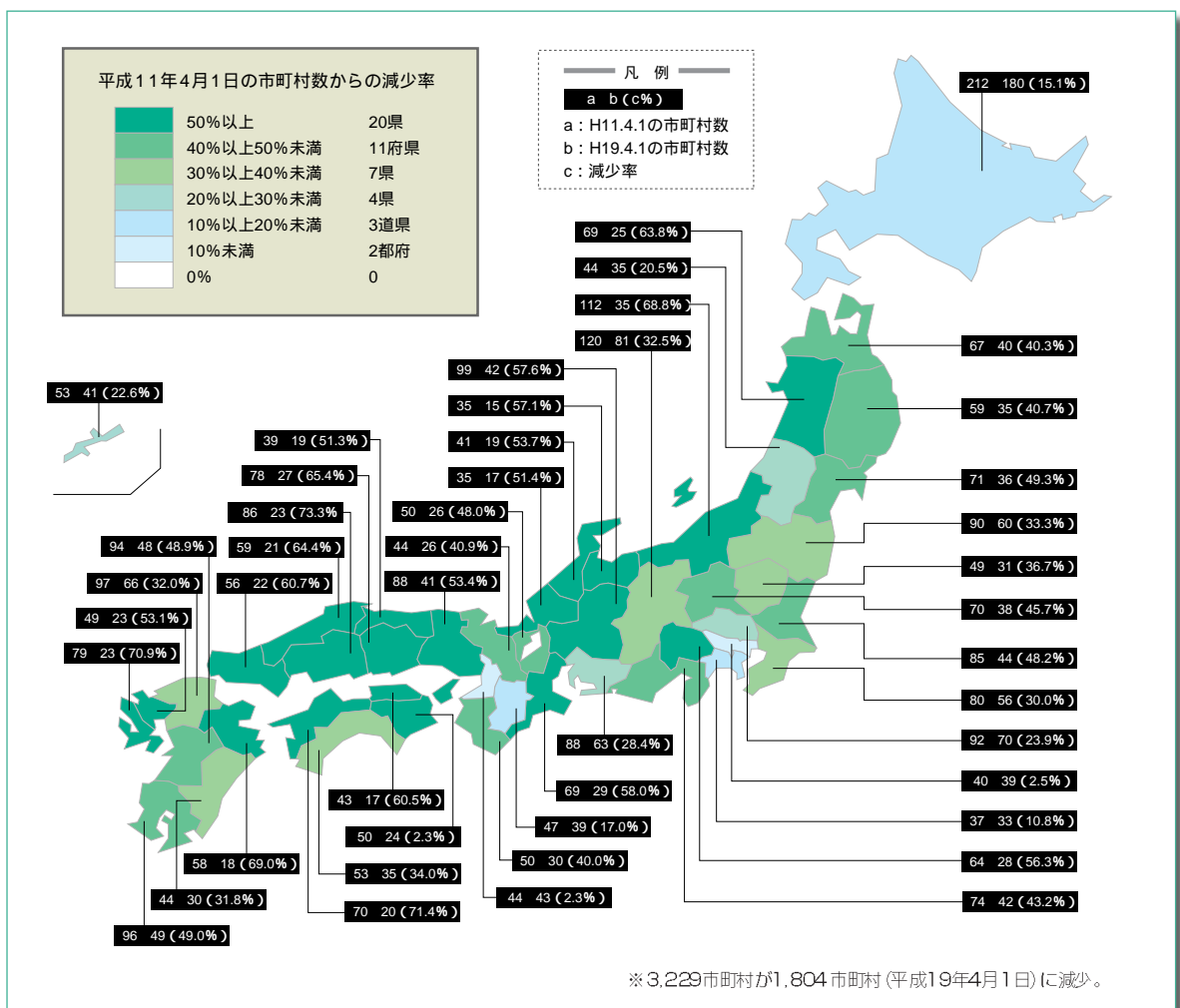
(2) 市町村合併の推進

地方分権が進展し、市町村の役割がますます重要なものとなる中で、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、市町村の行財政基盤を強化し、市町村の行政サービスを維持し、向上させるため、市町村合併を推進することが重要です。

市町村合併の進捗状況



都道府県別合併の進捗状況



合併市町村のまちづくりの取組

多くの合併市町村において、地域の課題に対応して、活力と個性あるまちづくりに向けた積極的な取組が始まっています。

取組例

住民の利便性が向上！

- 合併により、旧市町村の境界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になりました。【新潟県新潟市】
- 各図書館を効率的に活用できるよう、図書館システムを統合し、どの図書館でも、市内全ての図書館の所蔵資料の検索と取り寄せ・貸出・返却ができるようにしました。【愛知県田原市】



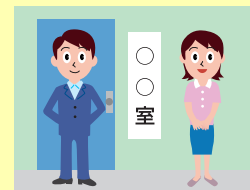
行政サービスが高度化・多様化！

- 無医村であった別子山地区に約30年ぶりに診療所が開設されました。【愛媛県新居浜市 旧別子山村地区】
- 非常備消防や消防署がなかった町内に新たな消防署が整備され、救急医療体制・消防防災体制が充実・強化されました。【岡山県吉備中央町】



広域的なまちづくりを展開！

- 育児・保健・教育環境の充実を総合的に支援・連携するためのキーステーションとして「子ども総合支援室」が設置され、より専門的なサービスが充実されました。【三重県亀山市】
- 高山祭りや歴史的街並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アルプスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊型の観光戦略を打ち出したり、新たな「飛騨高山」ブランドの確立を目指すことができるようになりました。【岐阜県高山市】



行財政運営が効率化！

- 平成11年4月から18年3月までに合併した557団体を対象に試算した結果、概ね2016年度以降（概ね合併後10年）において、年間約1.8兆円の効率化が図られる見込みです。

2 行政改革の推進

(1) 集中改革プランの取組状況

総務省においては、地方行革を強力に推進するため、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)を策定し、各地方公共団体に通知しました。

これにより、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進など、各地方公共団体がおおむね平成21年度までの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」を作成し、公表しています。

具体的な集中改革プランの事例

A 県

- 職員数の削減
 - ・平成11年度～平成16年度(11.41～17.41)の6年間で7.8%(約2,800人)の削減
 - ・平成17年度～平成21年度(17.41～22.41)の5年間で6.9%(約2,300人)の削減
- 給与費の抑制
 - ・昇給期間延長措置(12月延伸)
期間:平成11年度～平成15年度
 - ・給与減額措置
期間:平成16年度～平成18年度(部長・局長級7%,室長級5%,その他職員3%)
平成19年度(部長・局長級7%,室長級5%)
- 民間委託等の推進
 - ・現業業務すべての抜本見直し(17業務,361人)
守衛業務,道路巡視業務,調理業務,電話交換業務等を民間委託等
 - ・指定管理者制度の導入
19.41現在 149施設(うち県営住宅113施設)
- 内部管理経費の削減
 - 平成18年度に実施した県の全ての事務事業を個別に点検した「事務事業総点検」の結果等に基づく削減
 - ・施設管理水準の見直し・経費抑制等
 - ・旅費,物品調達方法の見直し等
- 普通建設事業費等の削減
 - 公共事業の計画的削減
 - ・補助公共を平成18年度当初予算に比べ平成21年度までに35%削減
 - ・単独公共(建設)を平成18年度当初予算に比べ平成21年度までに35%削減
 - ・単独公共(維持)を平成18年度当初予算に比べ平成21年度までに17.5%削減
 - ・直轄事業負担金を平成18年度当初予算に比べ平成21年度までに17.5%削減
 - 公共事業以外の投資的経費を計画的に平成18年度当初予算に比べ平成21年度までに35%削減
- 事務事業の見直し
 - 平成18年度に実施した県の全ての事務事業を個別に点検した「事務事業総点検」の結果に基づく削減
 - ・必要性・有効性・効率性の視点から事業の徹底見直し,情報システムの最適化,契約見直し等
 - ・義務的補助金に準ずる補助金等の見直し

B 市

- 職員数の削減
 - ・平成17年度～21年度の5年間の取組で職員数を約1,700人(約11.4%)削減
[17・18年度の取組で19年4月までに職員数687人削減]
- 新たな給与制度の構築
 - ・職務の段階に対応した給料表に見直し,職務と職責に応じた給与への転換を図る
[19年4月 給与構造改革を実施 特殊勤務手当,職員福利厚生制度等を継続的に見直し中]
- 新たな人事制度の構築
 - ・新人事評価制度の運用,人材育成計画の策定など,職員的能力を最大限に生かす人事制度改革を推進
[18年4月 新たな人事評価制度を導入 19年6月 第2次人材育成基本計画策定]
- 民間委託などの推進
 - ・指定管理者制度の活用など「民間活用型公共サービス提供手法」への転換を推進
[19年4月時点で約179施設に指定管理者制度導入]
- 出資法人改革の推進
 - ・統廃合を含めた新たな出資法人の改革目標を明らかにし,順次改革を進める
[17年度に1法人廃止]
- 公営企業健全化の推進
 - ・地方公営企業法全部適用4事業について,新たに個別の中期経営計画を策定し,独立採算による経営ができるような財務体質の確立に向けた取組を推進する
- 財政健全化への取組
 - ・平成21年度には減債基金からの借入れを行わずに収支均衡を図るため,持続可能な財政構造の構築に努める

(2) 行政改革の更なる推進

総務省では、平成18年8月31日に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、地方公共団体に対し、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3つの改革について、積極的な取組みを要請しています。

総人件費改革

- 国家公務員の定員純減(▲5.7%)等を踏まえ、一層の定員純減
- 給与改革の推進(地域民間給与の反映、一層の給与適正化)
- 第三セクター等の人件費抑制に向けた取組 等

公共サービス改革

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスの必要性、実施主体を総点検
- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

地方公会計改革(地方の資産・債務管理改革)

- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進
- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定

自治体間の比較・評価を容易に行える情報開示の ルール作成・住民監視の強化

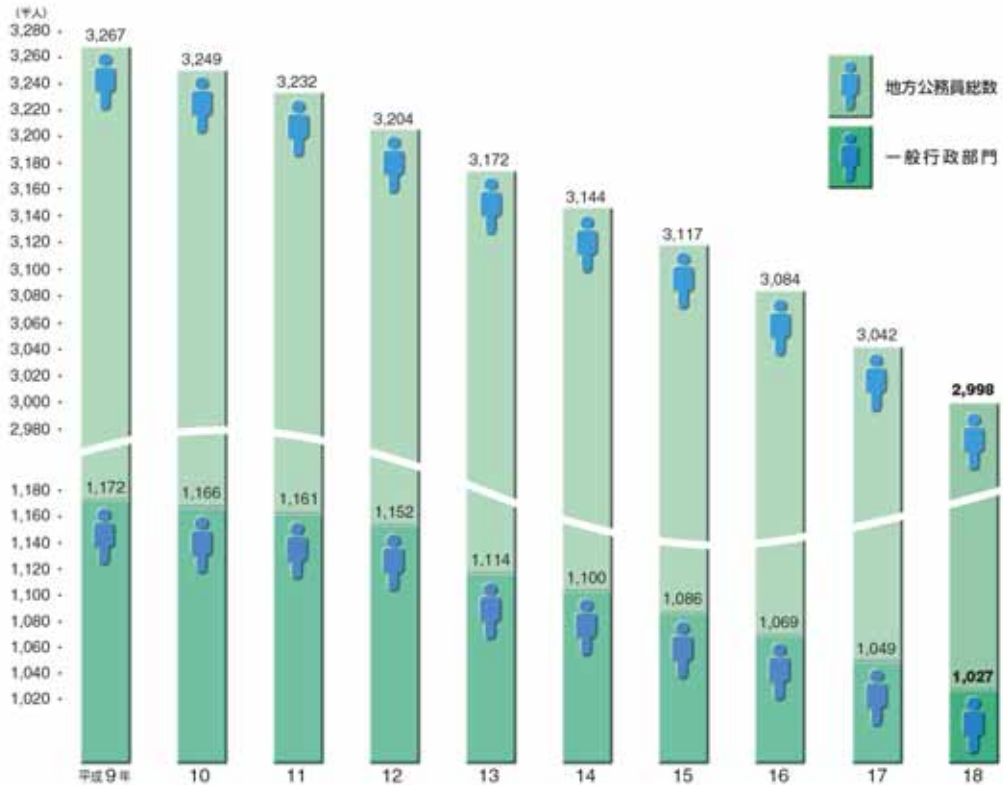
- 給与情報等公表システムの充実
- 団体間で比較可能な財政情報の開示を一層推進
- 市場化テストの実施過程・実施実績の公表
- 監査委員への外部の人材の積極的登用・外部監査の活用

参考 **公務員数**

地方公務員総数は、平成7年以降12年連続して減少しています。一般行政部門は11年連続、公営企業等会計部門も5年連続して減少しています。

これは、治安・防災対策の充実などにより警察・消防部門の職員数が増大しているものの、定員管理目標を策定し、スクラップ・アンド・ビルドを基本に他の部門で削減を行うなどにより全体として職員数の削減に努めているためです。

地方公務員数の状況



地方公共団体の部門別職員数の推移



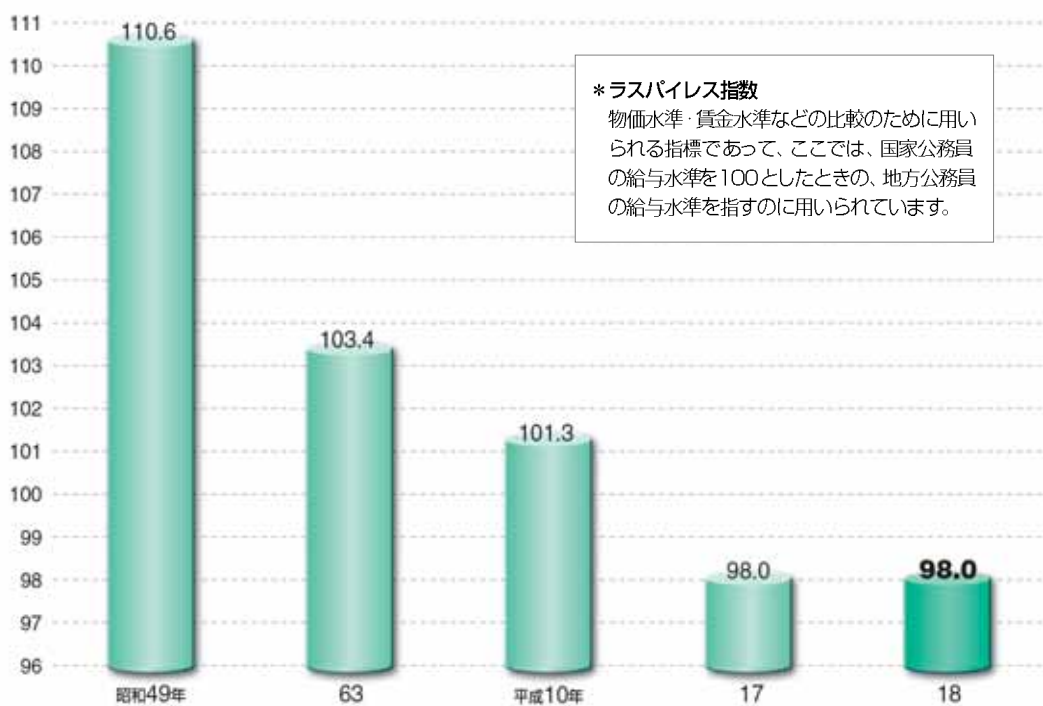
単位：平成9年4月1日現在の職員数を100としたときの比率

参考 給与水準

地方公務員の給与水準をラスパイレス指数^{*}で表すと、全地方公共団体平均で98.0となっています。

なお、平成17年度において、給料表の是正等、給料の水準是正のための措置を講じた団体は延べ1,015団体、また諸手当や退職手当の是正を行った団体は延べ1,573団体でした。

ラスパイレス指数の推移（全地方公共団体平均の推移）

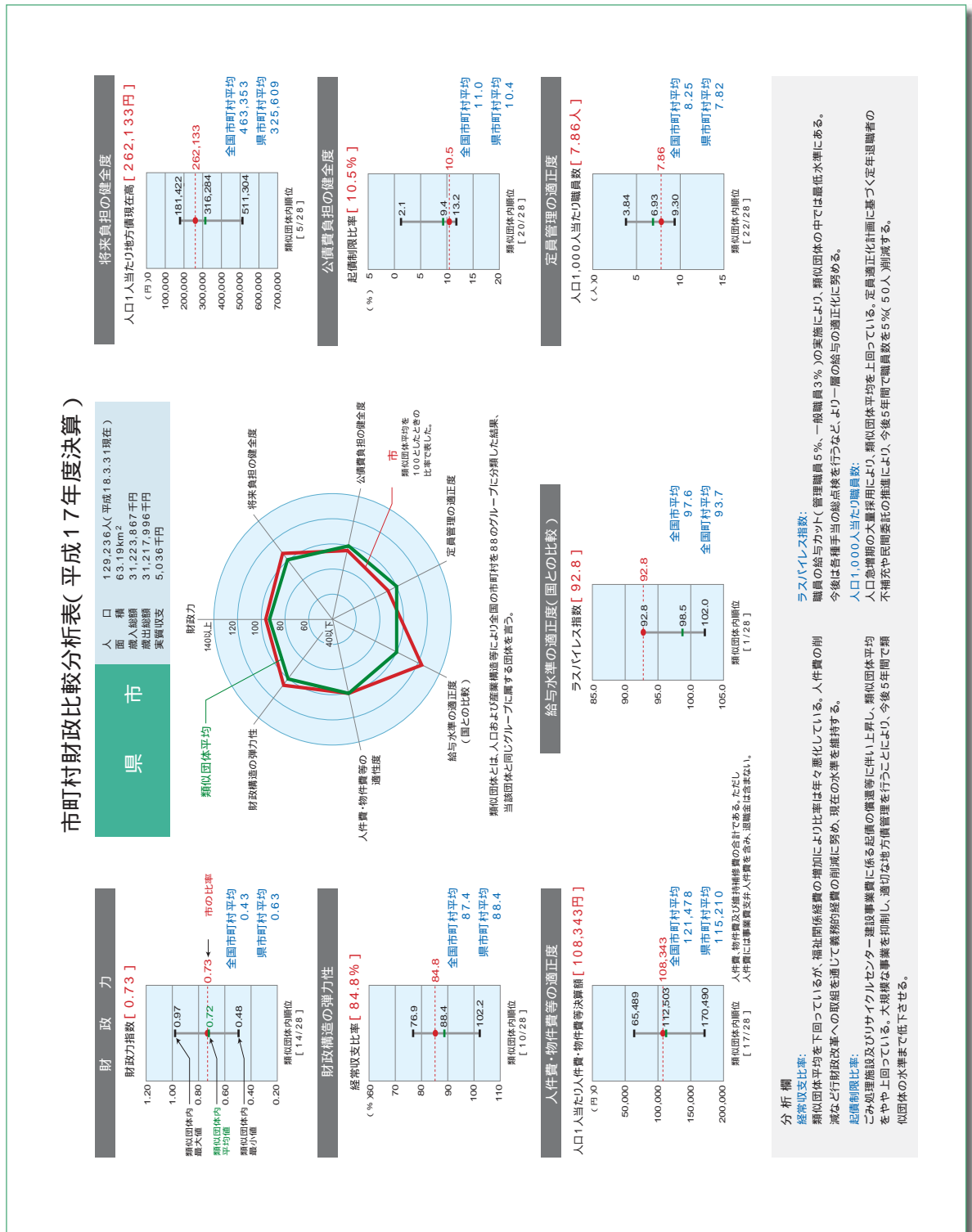


3 情報開示の推進

地方財政の状況が厳しさを増す中で、説明責任を果たすためのさまざまな取組が行われています。総務省では、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくため、他団体と比較可能な指標をもって住民等に分かりやすく情報を開示することを目的として「財政比較分析表」を作成し、ホームページ上で公表しています。

平成17年度決算において類似団体間で主要財政指標等の比較分析を行い、各団体において指標等の改善に向けた取組等を分析するものとなっています。

財政比較分析表の例



総合的な財政情報について一覧性をもった開示が求められている中で、普通会計に加え企業会計などの特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含め、各地方公共団体の総合的な財政状況を開示する方途の一つとして「財政状況等一覧表」を作成し、ホームページ上で公表しています。

財政状況等一覧表の例

団体名								県									
1. 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）																(百万円)	
	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考		歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考		
一般会計	1,340,867	1,320,292	20,575	1,461	2,435,272	3,253											
県債管理特別会計	22,705	22,705	0	0	-	18,505											
災害救助事業特別会計	4,987	4,986	1	1	5,439	3,788											
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	452	136	316	316	870	1											
中小企業支援資金貸付事業特別会計	9,425	7,853	1,572	1,560	12,098	226											
農業改良資金貸付事業特別会計	1,197	98	1,099	1,099	406	22											
林業振興資金貸付事業特別会計	848	551	297	297	160	1											
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	167	30	137	137	-	1											
県有林事業特別会計	167	163	4	4	1,695	104											
都市開発資金事業特別会計	1,320	1,320	0	0	-	3											
普通会計	1,251,970	1,227,495	24,475	3,835	2,451,403	217											
2. 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）																(百万円)	
	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	不良債務(実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考		総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	不良債務(実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考		
電気事業特別会計	4,758	4,415	343	-	27,142	-	法適用企業										
工業用水道事業特別会計	1,746	1,432	314	-	3,916	209	法適用企業										
工業用地造成事業特別会計	1,557	2,219	662	-	11,920	23,741	法適用企業										
東港臨海用地造成事業特別会計	367	367	0	-	94	6,100	法適用企業										
病院事業特別会計	70,313	71,652	1,339	-	66,056	11,498	法適用企業										
(注)1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。 2. 不良債務が～百万円となるときは、「～」と表記している。																	
3. 関係する一部事務組合等の財政状況																(百万円,%)	
	歳入(総収益)	歳出(総費用)	形式収支(純損益)	実質収支(不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考		歳入(総収益)	歳出(総費用)	形式収支(純損益)	実質収支(不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考		
地域水道用水供給企業団	951	807	144	-	2,955	13.4											
臨海水道企業団	196	246	50	-	524	90.0											
4. 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況																(千円)	
	経常損益(千円)	資本又は正味財産(千円)	当該団体からの出資金(千円)	当該団体からの補助金(千円)	当該団体からの貸付金(千円)	当該団体からの債務保証に係る債務高	当該団体からの損失補填に係る債務高	備考	経常損益(千円)	資本又は正味財産(千円)	当該団体からの出資金(千円)	当該団体からの補助金(千円)	当該団体からの貸付金(千円)	当該団体からの債務保証に係る債務高	当該団体からの損失補填に係る債務高	備考	
文化振興財団	63,424	2,280,506	2,010,000	28,273	-	-	-										
産業創造機構	73,904	4,693,525	258,972	1,069,970	3,555,820	-	2,985,819										
建設技術センター	55,252	1,960,679	3,000	-	-	-	-										
埋蔵文化財調査事業団	171	31,689	30,000	-	-	-	-										
森林整備担い手財団	1,734	2,006,329	1,950,000	-	-	-	-										
水産振興基金	38,855	2,345,258	2,174,503	-	-	-	-										
農林公社	26,781	388,253	312,700	633,508	12,880,777	-	17,125,779										
女性財団	607	120,419	98,982	37,123	-	-	-										
体育協会	24,822	769,751	15,000	30,225	-	-	-										
(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。																	
5. 財政指数																	
財政力指数	実質収支比率	実質公債費比率	経常収支比率														
0.32570	0.8	14.3	90.5														
(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3年平均である。																	

一方、地方公共団体においては、財政状況の公表、分析の手法として、資産と負債の状況を総合的に把握するために、バランスシート等の財務書類の作成に取り組む団体も近年増えてきています。

バランスシートの作成例 (A市)

普通会計貸借対照表 (バランスシート)

(平成18年3月31日現在 単位：千円)

【資産の部】			
1. 金融資産		<u>40,196,119</u>	F=D+E
資金		18,911,616	E
金融資産 (資金を除く)		<u>21,284,503</u>	D=A+B+C
債権		<u>6,721,155</u>	A
税等未収金	4,508,866		
未収金	1,332,777		
貸付金	1,302,100		
その他の債権			
(控除) 貸倒引当金	△ 422,588		
有価証券		<u>72,410</u>	B
投資等		<u>14,490,938</u>	C
出資金	7,868,771		
その他の投資	6,622,167		
2. 非金融資産		<u>717,453,750</u>	M=J+K+L
事業用資産		<u>287,625,664</u>	J=G+H+I
有形固定資産		<u>287,502,677</u>	G
土地	148,337,692		
立木竹	598,187		
建物	125,602,108		
工作物	1,681,927		
機械器具	7,507,524		
物品	2,391,846		
船舶			
航空機			
その他有形固定資産			
建設仮勘定	1,383,393		
無形固定資産		<u>122,987</u>	H
地上権	99,740		
特許権			
ソフトウェア	23,247		
電話加入権			
その他無形固定資産			
棚卸資産			I
インフラ資産		<u>429,828,086</u>	K
公共用財産用地	227,280,153		
公共用財産施設	196,345,590		
その他公共用財産	0		
公共用財産建設仮勘定	6,202,343		
繰延資産		<u>0</u>	L
資産合計		<u>757,649,869</u>	N=F+M
【負債の部】			
1. 流動負債		<u>17,209,330</u>	O
未払金及び未払費用	6,258		
前受金及び前受収益			
引当金		<u>1,276,819</u>	
賞与引当金	1,276,819		
預り金 (保管金等)	2,082,760		
地方債 (短期)	13,843,493		
短期借入金			
2. 非流動負債		<u>166,779,157</u>	P
地方債 (長期)	145,034,516		
長期借入金			
引当金		<u>21,744,641</u>	
退職給付引当金	21,744,641		
その他の引当金			
負債合計		<u>183,988,487</u>	Q=O+P
【純資産の部】			
財源		△ 779,807	R
資産形成充当財源		<u>574,441,189</u>	S
固定資産	557,182,109		
長期金融資産	15,865,448		
評価・換算差額等	1,393,632		
その他の純資産		<u>0</u>	T
開始時未分析残高			
純資産合計		<u>573,661,382</u>	U=R+S+T
負債・純資産合計		<u>757,649,869</u>	U=Q+U

※新地方公会計制度研究会報告書 (平成18年5月) 第2章 基準モデルの様式による

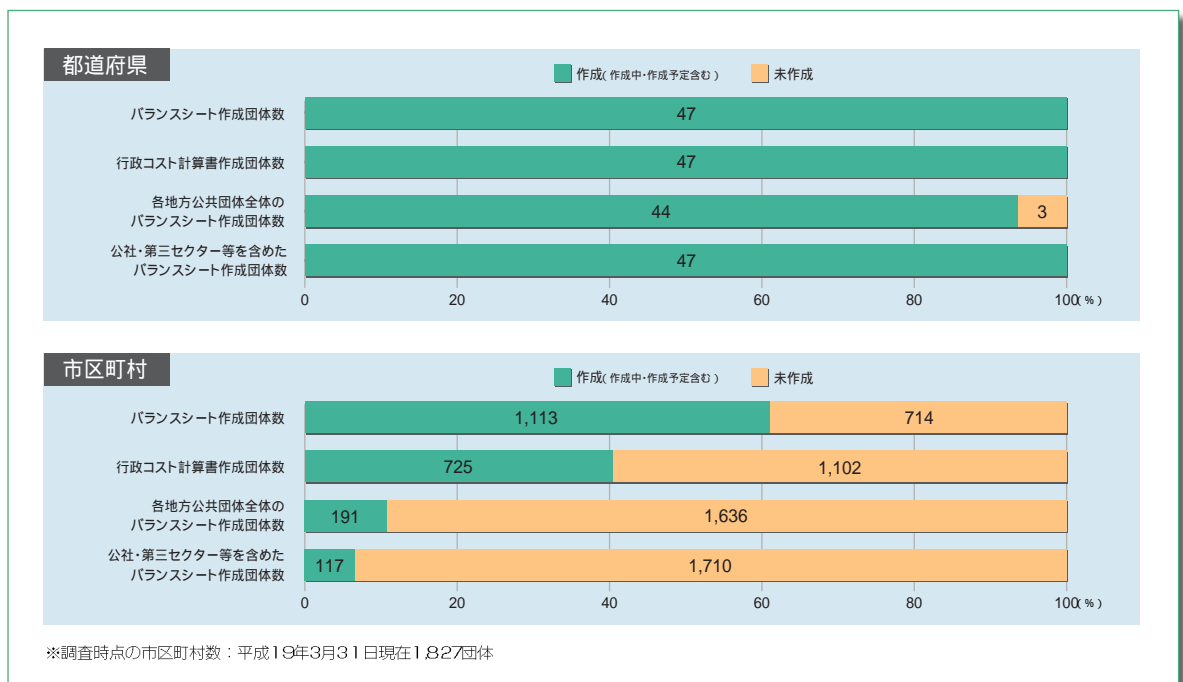
行政コスト計算書は、一年間の行政サービスに費やされた行政資源の額（コスト）を示したものです。

行政コスト計算書の作成例（B市）

行政コスト合計		
自 平成17年4月 1日		
至 平成18年3月31日		
(単位：千円)		
行政コスト		
人件費	46,148,516	
退職手当引当金繰入額	3,839,860	
物件費	32,437,241	
維持補修費	2,991,546	
減価償却費	44,091,083	
扶助費	28,418,044	
補助費等	19,823,946	
繰出金	14,942,664	
資産形成に係る他団体等への補助金等	11,068,941	
支払利息	6,961,365	
不納欠損見込計上額	767,245	
その他行政コスト	308,828	
行政コスト合計		211,799,279
行政サービス収入		
使用料	△ 5,341,014	
手数料	△ 1,359,098	
その他行政サービス収入	△ 2,649,997	
行政サービス収入合計		△ 9,350,109
経常国庫（県）支出金		△ 23,304,399
(差引) 純行政コスト		179,144,771

※新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）第3章 総務省方式改訂モデルの様式による

バランスシート作成状況（団体数）



4 再建法制の見直し

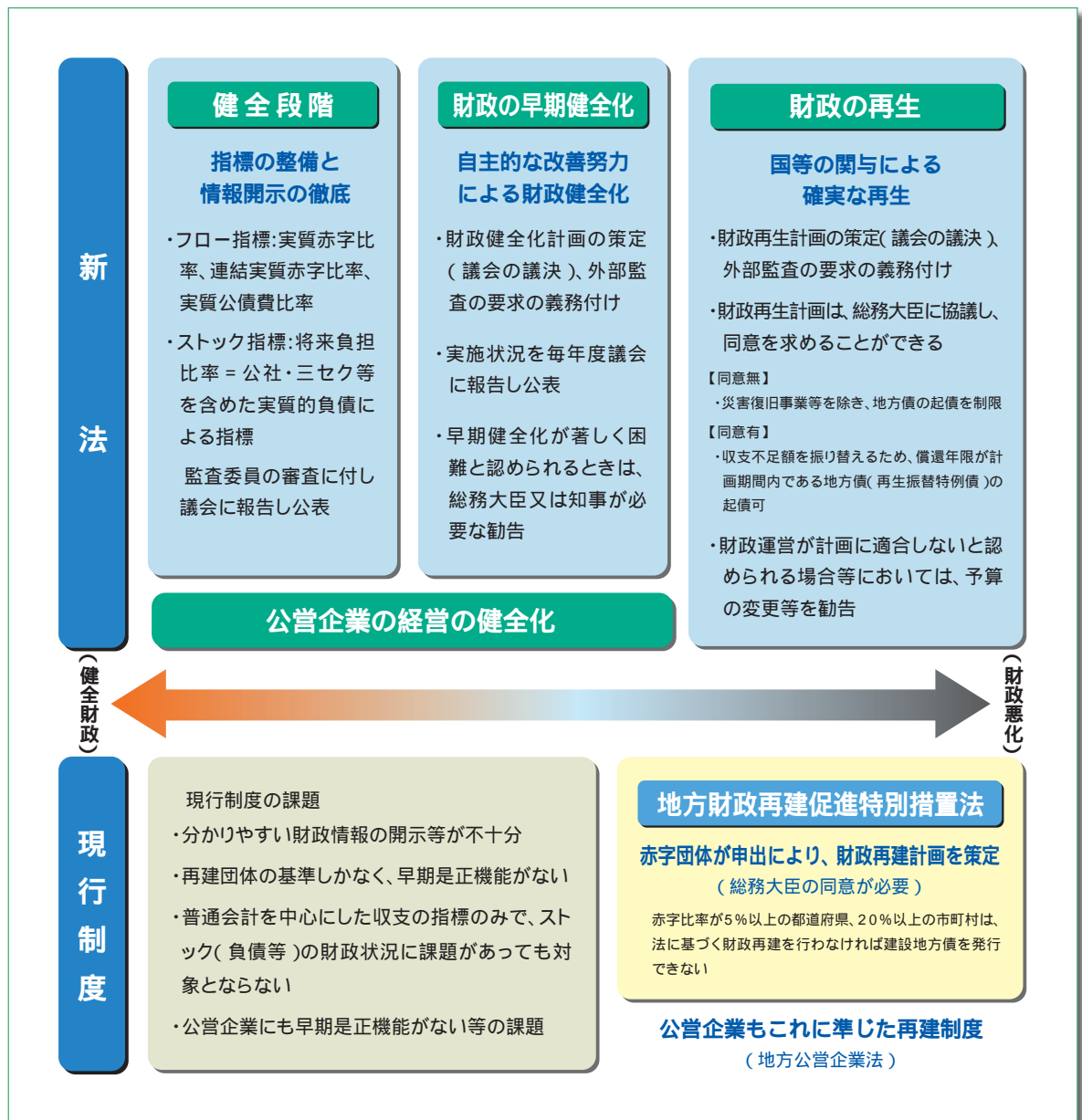
見直しの背景

地方債の償還や高齢化の進展等により、厳しい財政状況にある中で、各地方公共団体は、住民ニーズを踏まえた自律した財政運営を行うことが求められています。また、今後、地方分権を進めていくためにも、地方公共団体の財政規律を確立することは極めて重要です。

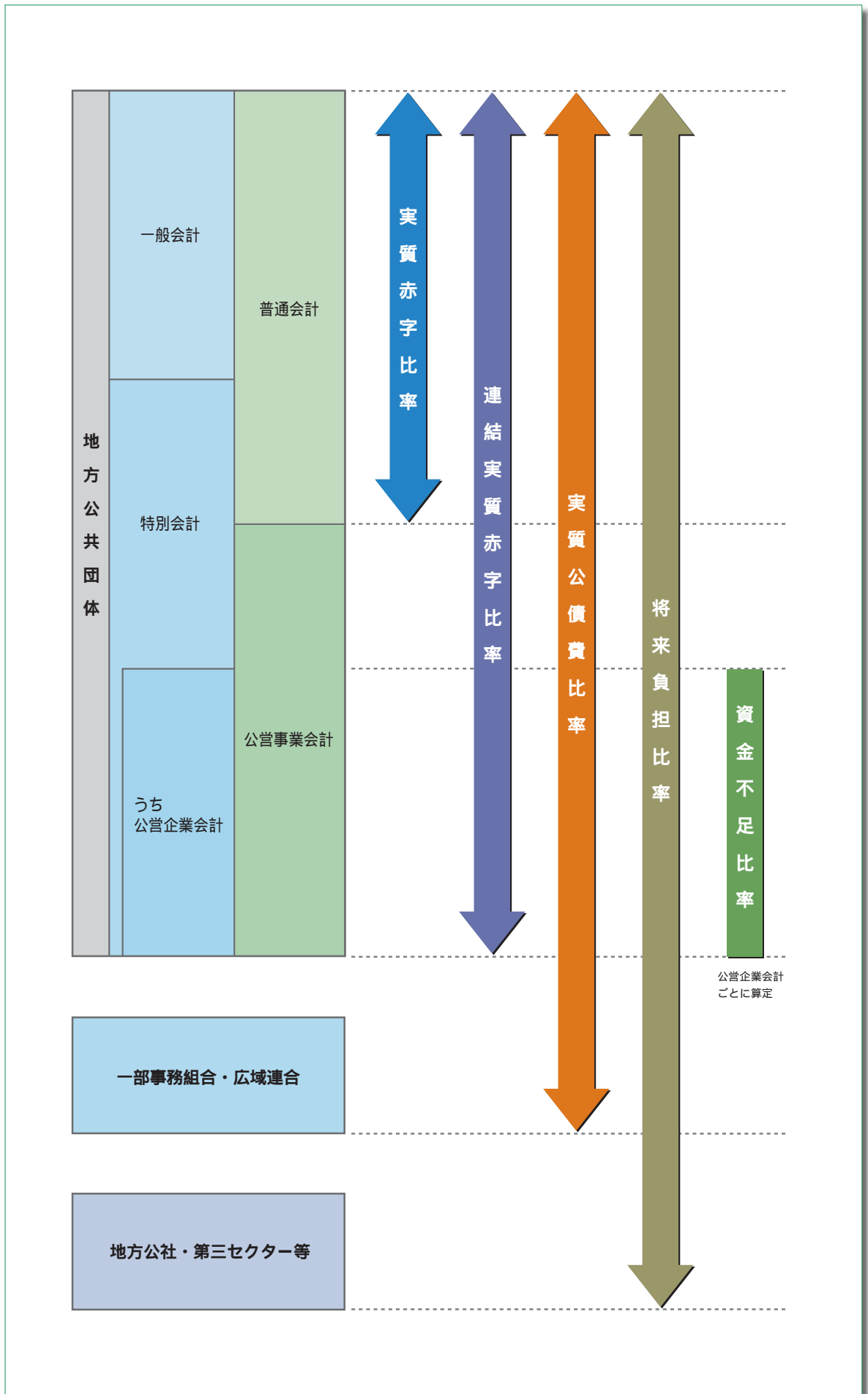
これに対し、現行の地方公共団体の財政再建制度は、一般会計等の実質赤字というフローの指標のみを用いており、申出により再建を行う仕組みである等の課題が指摘されていたところでした。

そこで、現行の地方公共団体の財政再建制度を約50年ぶりに抜本的に見直し、財政指標の整備とその開示を徹底し、財政の早期健全化及び再生を図るための新たな制度として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が成立しました。財政指標の公表については公布後1年以内に政令で定める日から、他の義務付け規定については平成21年4月から施行されます。

新法と現行制度との比較



新法における財政指標の対象範囲



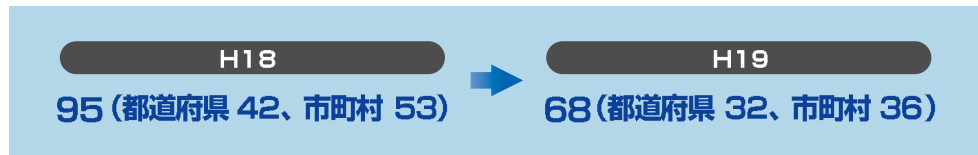
5 地方交付税算定の改革

(1) 新型交付税の導入

地方交付税の算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う新型交付税を平成19年度から導入します。

地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計しています。

- ① 「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について新型交付税を導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を3割削減

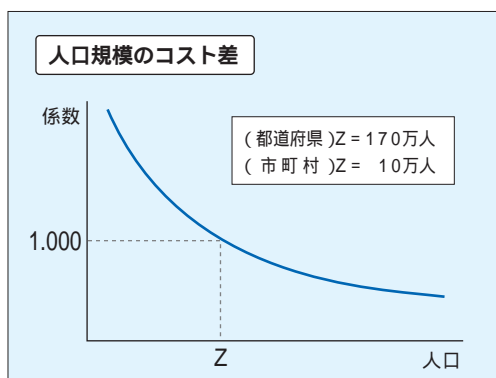


- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

算定方法

$$ax + by$$

a : 12,390円(都道府県)、23,220円(市町村)
b : 1,114,000円(都道府県)、2,357,000円(市町村)
x : 人口規模のコスト差を反映した人口
y : 土地利用形態のコスト差を反映した面積



土地利用形態のコスト差	
都道府県	宅地：1.00（固定資産価格等の概要調書） 耕地：2.87（農林業センサス） 林野：0.60（農林業センサス） その他：0.59（上記以外の国土地理院公表面積）
市町村	宅地：1.00（固定資産価格等の概要調書） 田畑：0.90（固定資産価格等の概要調書） 森林：0.25（農林業センサス） その他：0.18（上記以外の国土地理院公表面積）

算定費目の統合・見直し

① 道府県分

平成18年度

	費 目	測 定 単 位
経	警 察 費	警 察 職 員 数
	道路橋りょう費	道 路 の 面 積
	河 川 費	河 川 の 延 長
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
	その他の土木費	人 □
	小 学 校 費	教 職 員 数
	中 学 校 費	教 職 員 数
	高 等 学 校 費	教 職 員 数
		生 徒 数
常	特殊教育諸学校費	教 職 員 数
		学 級 数
	その他の教育費	人 □
		公立大学等学生数
		私立学校等生徒数
生活保護費	町 村 部 人 口	
社会福祉費	人 □	
衛 生 費	人 □	
	高齢者保健福祉費	6 5 歳 以 上 人 口
	7 4 歳 以 上 人 口	
費	労 働 費	人 □
	農 業 行 政 費	農 家 数
	林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積
		公有林野の面積
	水 産 行 政 費	水 産 業 者 数
	商 工 行 政 費	人 □
	徴 税 費	世 帯 数
	恩 給 費	恩 給 受 給 権 者 数
	企 画 振 興 費	人 □
	その他の諸費	人 □
投	道路橋りょう費	道 路 の 延 長
	港 湾 費	外郭施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(漁港)
	河 川 費	河 川 の 延 長
	高 等 学 校 費	生 徒 数
	特殊教育諸学校費	学 級 数
	社会福祉費	人 □
	高齢者保健福祉費	6 5 歳 以 上 人 口
	農 業 行 政 費	耕 地 の 面 積
	林 野 行 政 費	林 野 の 面 積
その他の諸費	人 □	
	面 積	

平成19年度

1 個別算定経費（従来型）

費 目	測 定 単 位
警 察 費	警 察 職 員 数
道路橋りょう費	道 路 の 面 積
	道 路 の 延 長
河 川 費	河 川 の 延 長
港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
	外郭施設の延長(港湾)
	係留施設の延長(漁港)
	外郭施設の延長(漁港)
その他の土木費	人 □
小 学 校 費	教 職 員 数
中 学 校 費	教 職 員 数
高 等 学 校 費	教 職 員 数
	生 徒 数
特別支援学校費	教 職 員 数
	学 級 数
その他の教育費	人 □
	公立大学等学生数
	私立学校等生徒数
生活保護費	町 村 部 人 口
社会福祉費	人 □
衛 生 費	人 □
	高齢者保健福祉費
	7 5 歳 以 上 人 口
労 働 費	人 □
農 業 行 政 費	農 家 数
林 野 行 政 費	公有以外の林野の面積
	公有林野の面積
水 産 行 政 費	水 産 業 者 数
商 工 行 政 費	人 □
徴 税 費	世 帯 数
恩 給 費	恩 給 受 給 権 者 数
地 域 振 興 費	人 □

2 包括算定経費（新型）

人	□
面	積

② 市町村分

平成18年度

	費 目	測 定 単 位	
経	消 防 費	人 □	
	道路橋りょう費	道 路 の 面 積	
	港 湾 費	係留施設の延長(港湾)	
		係留施設の延長(漁港)	
	都市計画費	都市計画区域における人口	
	公 園 費	人 □	
		都市公園の面積	
	下 水 道 費	人 □	
	その他の土木費	人 □	
	小 学 校 費	児 童 数	
		学 級 数	
		学 校 数	
	中 学 校 費	生 徒 数	
		学 級 数	
学 校 数			
高 等 学 校 費	教 職 員 数		
	生 徒 数		
その他の教育費	人 □		
	幼稚園の幼児数		
経	生活保護費	市 部 人 □	
	社会福祉費	人 □	
	保健衛生費	人 □	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	
74歳以上人口			
費	清 掃 費	人 □	
	農業行政費	農 家 数	
	商工行政費	人 □	
	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	
	徴 税 費	世 帯 数	
	戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	
		世 帯 数	
	企 画 振 興 費	人 □	
	その他の諸費	人 □	
		面 積	
	投 資 的 経 費	道路橋りょう費	道 路 の 延 長
港 湾 費		外郭施設の延長(港湾)	
		外郭施設の延長(漁港)	
都市計画費		都市計画区域における人口	
公 園 費		人 □	
下 水 道 費		人 □	
その他の土木費		人 □	
小 学 校 費		学 級 数	
中 学 校 費		学 級 数	
高 等 学 校 費		生 徒 数	
その他の教育費		人 □	
社会福祉費		人 □	
高齢者保健福祉費		65歳以上人口	
清 掃 費		人 □	
農業行政費		農 家 数	
その他の産業経済費		林業、水産業及び鉱業の従業者数	
企 画 振 興 費	人 □		
その他の諸費	人 □		
	面 積		

平成19年度

1 個別算定経費 (従来型)

費 目	測 定 単 位
消 防 費	人 □
道路橋りょう費	道 路 の 面 積
	道 路 の 延 長
港 湾 費	係留施設の延長(港湾)
	外郭施設の延長(港湾)
	係留施設の延長(漁港)
	外郭施設の延長(漁港)
都市計画費	都市計画区域における人口
公 園 費	人 □
	都市公園の面積
下 水 道 費	人 □
その他の土木費	人 □
小 学 校 費	児 童 数
	学 級 数
	学 校 数
中 学 校 費	生 徒 数
	学 級 数
	学 校 数
高 等 学 校 費	教 職 員 数
	生 徒 数
その他の教育費	人 □
	幼稚園の幼児数
生活保護費	市 部 人 □
社会福祉費	人 □
保健衛生費	人 □
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
	75歳以上人口
清 掃 費	人 □
農業行政費	農 家 数
林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
商工行政費	人 □
徴 税 費	世 帯 数
戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数
	世 帯 数
地 域 振 興 費	人 □
	面 積

2 包括算定経費 (新型)

人	□
面	積

(2) 頑張る地方応援プログラム

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じます。

地方自治体によるプロジェクトの策定、公表

- 地方自治体は、独自のプロジェクト（具体的な成果目標を掲げる）を策定し、住民に公表
- 総務省は、地方自治体のプロジェクトを総務省ホームページ上で公表
- プロジェクトの募集年度は平成19年度～平成21年度の3年間

地方交付税による支援措置（3,000億円程度）

- 市町村がプロジェクトに取り組むための経費について、特別交付税措置
- 「頑張りの成果」（以下に掲げる成果指標）を普通交付税の算定に反映

- 行政改革指標
- 事業所数
- 小売業年間商品販売額
- 農業産出額
- 出生率
- 若年者就業率
- 製造品出荷額
- 転入者人口
- ごみ処理量

- 企業立地促進に係る地方交付税措置

関係各省との連携による支援措置

- 農林水産省、経済産業省、国土交通省とも連携を図り、情報通信、都市と農山漁村の共生・対流、農林水産物の輸出促進と産地ブランド化、中小企業地域資源活用プログラム、企業立地促進、観光振興・交流、地域のバス等の再生等に関して、補助事業の優先採択等について配慮

地方自治体が策定するプロジェクトの例

1 地域経営改革プロジェクト

行政組織・運営の刷新をはじめとする行財政改革により、簡素で効率的な行政を実現するとともに、地域の新たな活力の創出に取り組む自治体を支援

6 観光振興・交流プロジェクト

都市と農山漁村の共生・対流、地産地消、食育の推進、外国人観光客の誘致などにより地域の活性化や交流に取り組む自治体を支援

2 地場産品発掘・ブランド化プロジェクト

地場産品をはじめ自然、歴史、文化、景観等の地域固有の資源の発掘・活用・ブランド化等により、地域産業の基盤強化や地域の魅力づくりに取り組む自治体を支援

7 まちなか再生プロジェクト

まちづくりと一体となった中心市街地の活性化、高齢者や子どもを含めた多くの人にとって暮らしやすい賑わいあふれるまちづくりに取り組む自治体を支援

3 少子化対策プロジェクト

地域の子育て支援の充実、安心して出産できる環境整備、仕事と子育ての両立が可能となるような働き方の改革など、少子化対策に総合的、多角的に取り組む自治体を支援

8 若者自立支援プロジェクト

ニート、フリーター等の若者の職業的自立の促進、農林漁業への就業支援等に取り組む自治体を支援

4 企業立地促進プロジェクト

国内企業や、外国企業又は外国からのUターン企業を地方に誘致して、地域の活性化、競争力の強化に取り組む自治体を支援

9 安心・安全なまちづくりプロジェクト

犯罪から子どもを守るための対策、地域コミュニティによる防犯活動や子どもの健全な育成、大規模地震対策等の地域の防災対策の推進などに取り組む自治体を支援

5 定住促進プロジェクト

団塊の世代、若者等のU・Iターン希望者に対して、田舎での健康的な生活の場、自己実現や社会還元を図る場を提供することにより、定住促進に取り組む自治体を支援

10 環境保全プロジェクト

省エネ・新エネ対策、地球温暖化対策、3R（廃棄物の発生抑制）などの循環型社会の構築に向けた取組のほか、自然との共生に取り組む自治体を支援